

目 次

第1章	定期検査報告書関係法令	P. 3
	1 建築基準法（抜粋）	P. 4～
	2 建築基準法施行令（抜粋）	P. 7
	3 建築基準法施行規則（抜粋）	P. 8～
	4 昇降機等検査員の遵守事項	P. 10
	5 定期検査報告済証	P. 11
第2章	定期報告書にかかる留意事項	P. 13～
第3章	昇降機定期検査報告書及び結果表の記入要領	P. 35
	第36号の4様式5様式（報告書・概要書）	P. 36～
	・主索又は鎖で吊るエレベーター	P. 47～
	・油圧式エレベーター	P. 59～
	・エスカレーター	P. 69～
	・小荷物専用昇降機	P. 77～
	・段差解消機	P. 81～
	・いす式階段昇降機	P. 85～
	・特殊な構造を有するエレベーター	P. 88～
	別添1様式（写真）	P. 90～
	既存不適格のチラシ及び一覧表	P. 93～
	報告書の綴り方	P. 99
	埼玉県内特定行政庁一覧	P. 100
	（その他）	P. 101
	・主索・調速機ロープ及び鎖の判定基準（簡易表）	P. 102
	・主索構成及び素線摩耗足70%限界値一覧 他	P. 103
	・主索・調速機ロープの径・素線切れ・錆 判定フローチャート	P. 104～
	・プランジャーストローク（要改善ブレーキ）判定フロー	P. 106～

※参考資料 定期検査業務基準書 2017年改正告示対応版

第 1 章 定期検査報告書関係法令

1. 建築基準法 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四～三十四 (省略)

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(適用の除外)

第3条 第1項 (省略)

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 (省略)

(建築物に関する完了検査)

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

2～3 (省略)

4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)

第7条の2 第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が、第6条第1項の規定による工事の完了の日から4日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規程に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

2～7 (省略)

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

(報告、検査等)

第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物(以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。))を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。))で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。))の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。))は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。))にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。))についての第3項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

*建築基準法施行令第16条(定期報告を要する建築物等)

2 (省略)

3 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。))で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。))及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。))の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。))に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。))をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若

しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、・・・（以下略）

5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分（以下「建築材料等」という。）の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」という。）の状況に関する報告を求めることができる。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者

二、三 （省略）

6～9 （省略）

（工作物への準用）

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号から第三号までの建築物に係わる部分、（中略）昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで、第12条の2、第12条の3及び第18条第24項の規定を準用する。この場合において、第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2～4 （省略）

（書類の閲覧）

第93条の2 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

（罰 則）

第99条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一～四 （省略）

五 第12条第5項（第一号に係る部分に限る。）又は第15条の2第1項（これらの規程を第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六～十六 （省略）

2 （省略）

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第12条第1項若しくは第3項（これらの規定を第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第5項（第二号に係る部分に限り、第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三～十八 （省略）

2 （省略）

2. 建築基準法施行令 (抜粋)

(定期報告を要する建築物等)

第16条 第1項、第2項 (省略)

- 3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
 - 一 第129条の3第1項各号に掲げる昇降機 (使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)
 - 二 (省略)

(適用の範囲)

第129条の3 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。

- 一 人又は人及び物を運搬する昇降機 (次号に掲げるものを除く。) 並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1平方メートルを超え、又は天井の高さが1.2メートルを超えるもの。 (以下「エレベーター」という。)
 - 二 エスカレーター
 - 三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1平方メートル以下で、かつ、天井の高さが1.2メートル以下のもの。 (以下「小荷物専用昇降機」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。
 - 一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項及び第4項並びに第129条の13の3の規定
 - 二 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の12第1項の規定
 - 三 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の13の規定

(工作物の指定)

第138条 第1項 (省略)

- 2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの (一般交通の用に供するものを除く。)
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 (省略)

3. 建築基準法施行規則 (抜粋)

(建築設備等の定期報告)

第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。

一、二 (省略)

2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあっては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告書概要書に、
それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、
又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (省略)

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第6条の2 法第12条第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 (省略)

(工作物の定期報告)

第6条の2の2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告の時期は、法第64条に規定する工作物（高さ4メートルを超えるものに限る。以下「看板等」という。）又は法第88条第1項に規定する昇降機等（以下単に「昇降機等」という。）（次項及び次条第1項においてこれらを総称して単に「工作物」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。

一、二 (省略)

2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、
観光用エレベーター等にあっては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告書概要書に、令第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあっては別記第三十六号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告書概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、 別記第三十六号の

十様式、別記第三十六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (省略)

(建築物調査員資格者証等の種類)

第6条の5 第1項 (省略)

2 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

(書類の閲覧等)

第11条の3 法第93条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってこれらの図書とみなす。

一～三 (省略)

四 別記第三十六号の五様式、・・・・・・・・・・及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書

五～八 (省略)

2～3 (省略)

4 昇降機等検査員の遵守事項

（（一財）日本建築設備・昇降機センター発行『昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2017 年版』から引用。ただし、色表示及び太字などの修正は本書編集者が行っています。）

定期検査は、昇降機又は遊戯施設の所有者等がそれらを適法な状態に維持しているか検査し、不具合等があれば指摘し是正を促すことで事故を未然に防止する役割を果たしています。このため、昇降機等検査員は、業務として行った定期検査の報告書の内容に関して全責任を負うこと、事故が発生したときはこれまでの定期検査の内容を関係者に説明する必要があることを自覚しなければなりません。

このように、昇降機等検査員は、昇降機及び遊戯施設全般について知識を持つ専門技術者として、定期検査業務を責任とプライドを持って遂行するとともに、検査結果を所有者又は管理者その他の関係者に説明することが求められています。

昇降機等検査員が、適切に定期検査に取り組むために遵守すべき事項を次に掲げます。

4.1 法令遵守等

- (1) 法の規定を遵守し、**利用者に安全、安心を提供すること**を目的に、**誠心誠意、厳格に検査**を行うこと。
- (2) 常に専門技術者としての自覚を持って業務の遂行にあたり、常日頃より関連する情報収集を行い、技術の研鑽に努め、昇降機と遊戯施設の安全確保に寄与すること。

4.2 検査実務上の遵守事項

- (1) 所有者等に対し、昇降機又は遊戯施設の定期検査に必要な次に掲げる文書等の閲覧又は貸与を求め、内容を確認すること
 - ①製造業者から提供された保守・点検に関する文書等
 - ②建築確認及び検査の関係図書
 - ③安全な運行に支障が生じる恐れのある欠陥について、製造業者が講じた修理その他の措置の内容を記した文書等
 - ④保守・点検に関する過去の作業報告書等
 - ⑤不具合に関する過去の作業報告書等
 - ⑥事故又は災害に関する過去の作業報告書等
 - ⑦定期検査報告書等の写し
 - ⑧その他、保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等
- (2) 所有者等に対し、予め定期検査を実施する日時及び検査の概要を打ち合わせ、利用者に検査日時を周知するため乗り場周辺に必要な表示をする等の対応を求めること。
- (3) 定期検査の前に、**前回の検査結果の内容を確認するとともに、前回検査時以降の保守点検記録から不具合箇所及び修理箇所を把握しておくこと。**
- (4) 定期検査で使用する器具は、JIS 規格又はこれと同等以上のもの若しくは製造者が定めた仕様に適合するものを正しく使用すること。
- (5) 定期検査にあたっては、安全確保の観点から、**昇降機等検査員 1 名及び補助者 1 名の 2 名以上の体制で行う**こと。
- (6) 定期検査実施中は、検査中である旨を利用者が見やすい場所に掲示すること。
- (7) 検査作業に支障のない服装に心掛け、昇降機等検査員であることを証明できるものを携帯する等により身分を明らかにして作業にあたること。

- (8) 昇降機遊戯施設 定期検査業務基準書(2017年版)を用いて検査方法、判定基準等を十分に理解し検査にあたること。特に、国土交通大臣の認定を受けた構造方法（戸開走行保護装置等）に係る検査に漏れないように留意すること。
- (9) 検査結果について、昇降機等検査員自らが所有者等に報告し、所有者等から疑義があれば丁寧に説明すること。検査後 10 日以内を目途に法で定められた報告書を作成し所有者等に提出すること。併せて、所有者が当該報告書の写しを 3 年以上保管し、昇降機等検査員又は保守点検業者が求めた場合には閲覧させ、又は貸与するよう依頼すること。
- (10) 定期検査報告書の提出にあたっては、所管する特定行政庁の指導を受けつつ、当該報告書の受付事務を担う関係団体と十分に打合せを行い、相互の負担を軽減するよう配慮すること。
- (11) (9)の報告書に所有者等から押印を受けた後^{※注} 15 日以内を目途に、当該報告書をその受付事務を担う関係団体を経由する等により特定行政庁へ提出すること。
- (12) 所有者等に対し、昇降機又は遊戯施設を常時適法な状態に維持するよう助言を行うこと。具体的には、検査結果に「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」があるときは、所有者等に対し、その内容を丁寧に報告するとともに、所管する特定行政庁の指導を踏まえ必要な措置を速やかに取らせること。
- (13) 定期検査報告書の提出手続きが完了し、当該報告書の受付業務を担う関係団体から「定期検査報告済証」を受領したときは、検査が完了した旨を明示するため、この「定期検査報告済証」を利用者が見やすい場所に掲示すること。

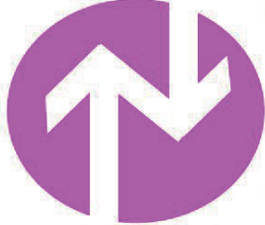


※注 『昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2017年版』から引用。令和3年1月1日より押印不要となっています。

5. 定期検査報告済証((一財)日本建築設備・昇降機センター制定)

定期検査報告済証は、昇降機又は遊戯施設について定期検査報告を実施したことを利用者に明示することにより安心、安全を提供することを目的に、(一財)日本建築設備・昇降機センターが全国統一の標準様式として制定しているものです。

この証は、エレベーターのかご内又は遊戯施設の見やすい場所に掲示することとしています。また、それぞれの証には有効期限が明記されており、特定行政庁への報告手続き中であるときは、その旨を表示することとしています。

(報告済証の例)

 <p>昇降機等 定期検査報告手続中</p> <p>報告先 検査年月日 年 月 日 検査資格者 氏 名</p>	 <p>この昇降機等は、建築基準法第12条第3項の規定による定期報告が提出されたことを証します。</p> <p>検査年月日 _____ 設置場所 _____ 建物名称 _____ 機種・用途 _____</p> <p>発 行 (一財)埼玉県建築安全協会</p>	 <p>昇降機等 定期検査報告済証</p> <p>報告先 有効期限 検査資格者 氏 名 台帳番号</p> <p>発 行 (一財)埼玉県建築安全協会</p>
---	---	---

※定期報告書が提出された後、「安心」「安全」な昇降機又は遊戯施設であれば、提出先の地域法人から発行されます。

第2章 定期報告書に係る留意事項

1. 埼玉県建築基準法施行細則（抄）

（特定建築設備等の定期報告）

第3条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- 一 小荷物専用昇降機(平成28年国土交通省告示第240号(別表第1及び別表第2)において「平成28年告示」という。)第2第3号に掲げるものに限る。ただし、籠が住戸内のみを昇降するものを除く。)
 - 二 略
 - 三 略
- 2 令第16条第3項各号又は前項各号に掲げる特定建築設備等に係る規則第6条第1項の規定により知事が定める時期は、第1回の報告を行った日の翌日から起算して1年(同項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、3年)ごとで、当該期間の満了する日からその日前1月までの間とする。
- 3 令第138条の3に規定する昇降機等に係る規則第6条の2の2第1項の規定により知事が定める時期は、使用期間が連続して6月以内のものにあつては毎年使用開始の日からその日前1月までの間、それ以外のものにあつては毎年4月1日から同月30日までの間及び10月1日から同月31日までの間とする。
- 4 規則第6条第3項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前2月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。
- 5 規則第6条の2の2第3項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前2月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。

注 例として、埼玉県建築基準法施行細則を載せていますが、他12市の特定行政庁でも同様の規定をそれぞれ細則で定めています。

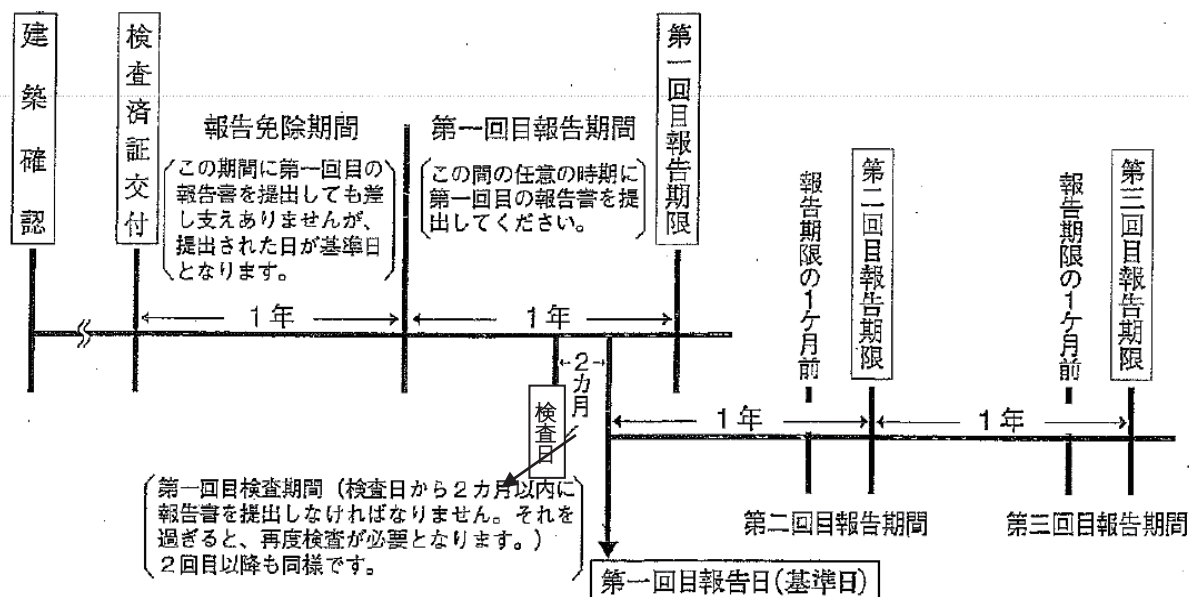
2. 初回の定期報告書提出時期について

① 昇降機の場合

昇降機に関する報告間隔は、埼玉県内各特定行政庁の建築基準法施行細則（埼玉県の場合は、同細則第3条第2項）の規定により、第一回目の報告書が提出された日（「基準日」といいます。）を基準として1年ごととなっています。

一方で、建築基準法施行規則第6条第1項カッコ書と第1号で「～法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合」においては、「…その直後の時期を除く」と規定されています。

このため、完了検査を受けて検査済証が交付されている場合は、その交付年月日から1年を過ぎた時点から報告が必要となり、それからの1年間は、第一回目の報告時期となります。



② 遊戯施設の場合

遊戯施設の報告間隔は、埼玉県内各特定行政庁の建築基準法施行細則（埼玉県の場合は、同細則第3条第3項）の規定により、次のように定められています。

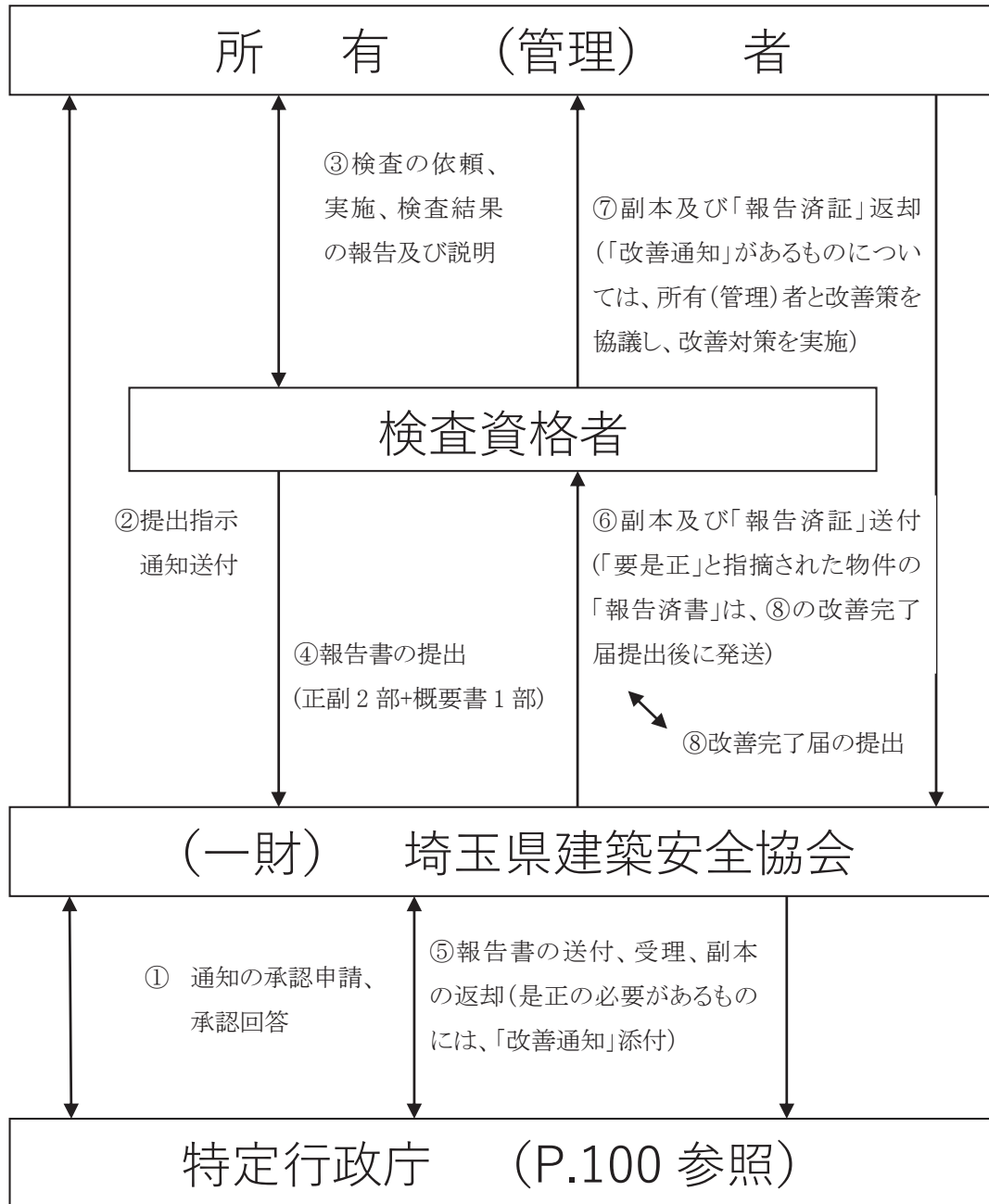
ア) 使用期間が連続して6月以内のものにあつては、毎年使用開始の日からその日前1月までの間

イ) ア) 以外のものにあつては、毎年4月1日から同月30日までの間及び10月1日から同月31日までの間

3. 定期検査報告制度の仕組み

定期検査報告の運用事務処理フロー図

昇降機及び遊戯施設の定期報告に関する埼玉県内での流れは、下図のとおりです。



副本の返却について

特定行政庁は、台帳処理後安全協会経由で副本を所有者等へ返却します(フロー図⑤⑥⑦)

4. 提出に関する通知

① 指示通知(「提出時期連絡通知」)

当該昇降機の「基準日」が属する月の前々月(概ね中旬)に、特定行政庁名で「定期報告の時期が近づいたので、資格者の検査を受けて期限までに報告書を提出してください。」というお知らせの通知(ハガキまたはA4書面)が、特定行政庁より委託を受けた安全協会から管理者(報告者)等に送られます。

② 再通知(「提出時期超過通知」)※さいたま市を除く

当該昇降機の「基準日」が属する月の翌々月の下旬までに報告書が提出されないときは、特定行政庁名で「定期報告の通知をしましたが、まだ提出されていないので早急に提出してください。」という通知(ハガキまたはA4書面)が、特定行政庁より委託を受けた安全協会から管理者(報告者)等に送られます。

①指示通知(「提出時期連絡通知」)[ハガキ] ②再通知(「提出時期超過通知」)[ハガキ]

※この通知は参考例であり、特定行政庁により異なることもあります。

(表 面)

郵便 は が き

様

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告書の提出について

年 月 日 ● ● 市

●本通知に関するお問合せ先
 ●●市●●部●●課 (Tel ***-***-****:FAX ***-***-****) 又は ●●市が本通知の発送業務を委託している一般財団法人埼玉県建築安全協会(さいたま市南区鹿手袋4-1-7 Tel 048-865-0391)

●報告書の提出先
 ●●市が定期報告書の受付業務を委託している一般財団法人埼玉県建築安全協会

名 称	
所 在 地	
今 回 報 告 対 象 物	
報 告 期 限	年 月 日
特 記	

(表 面)

郵便 は が き

様

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告書の提出について(再度のお知らせ)

年 月 日 ● ● 市

●本通知に関するお問合せ先
 ●●市●●部●●課 (Tel ***-***-****:FAX ***-***-****) 又は ●●市が本通知の発送業務を委託している一般財団法人埼玉県建築安全協会(さいたま市南区鹿手袋4-1-7 Tel 048-865-0391)

●報告書の提出先
 ●●市が定期報告書の受付業務を委託している一般財団法人埼玉県建築安全協会

名 称	
所 在 地	
今 回 報 告 対 象 物	
報 告 期 限	年 月 日
特 記	

(裏 面)

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告書の提出について

日頃より建築行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
 建築基準法では、一定規模以上の建築物等の所有者又は管理者の方に対して「定期に維持管理の状況を資格者に調(検)査させて、その結果を**特定行政庁**※1に報告すること」を義務付けています。
 このハガキ表面に記載されている、あなたが所有(管理)する対象物の報告時期が近づきましたので、期限までに調(検)査の結果を所定の様式※2により提出してください。
 ●また、所有者・管理者に変更があった場合は、お手数ですが本通知をお渡し頂くようお願いいたします。

※1 **特定行政庁とは** 建築基準法に基づく業務を取り扱う行政機関のことで、埼玉県内では、さいたま市・川口市・川越市・所沢市・越谷市・上尾市・草加市・春日部市・狭山市・新座市・熊谷市・久喜市の区域はそれぞれの市長を、その他の市町村の区域は埼玉県知事をいいます。

※2 様式の入手方法
 このハガキ表面の「今回報告対象物」欄に**対象物の台帳番号**が記載されていますので御確認ください。
 ●台帳番号のアルファベットが**AからJのいずれか**の場合
一般財団法人 埼玉県建築安全協会 (Tel 048-865-0391) のホームページ <http://skjak.jp> からダウンロードできます。
 ●台帳番号のアルファベットが**L・S・W・Yのいずれか**の場合
 保守会社の資格者が検査をしますので、**保守点検をされている保守会社**へお問合せください。

※ ハガキ表面に記載されている対象物が定期報告対象でない場合は、お手数ですが、ハガキ表面の「本通知に関するお問合せ先」に御連絡ください。

(裏 面)

建築基準法では、一定規模以上の建築物・建築設備・防火設備、昇降機等の所有者又は管理者は、その維持管理の状況を資格者に調(検)査させて、その結果を定期的に行政庁に報告することを義務付けています。(建築基準法第12条)
 このハガキ表面に記載されている、**あなたが所有(管理)する報告対象物について、定期報告書を提出されるよう通知したところですが、まだ報告されておりませんので早急に提出してください。**(行き違いの際はご容赦ください)

罰則
 「報告をせず又は虚偽の報告をした者には100万円以下の罰金に処する」(建築基準法第101条)

資格者
 各々の種別に合わせて資格者に調(検)査させていただきます。

報告書提出先
 行政庁が受付業務を委託している以下の窓口へ郵送にて提出をしてください。
 報告書提出窓口：一般財団法人 埼玉県建築安全協会
 ☎048-865-0391 http://skjak.jp/

問合せ先
 報告書提出窓口またはハガキ表面に記載の担当行政庁へお問合せください。

※川口市、所沢市及び熊谷市[A 4 書面]

① 指示通知(「提出時期連絡通知」)

年 月 日

様

(台帳番号)
差出人 ●●市
(連絡先) ●●市●●部●●課
TEL ***-***-****

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告書の提出について

日頃より建築行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
建築基準法では、一定規模以上の建築物等の所有者又は管理者の方に対して「定期に維持管理の状況を資格者に調(検)査させて、その結果を**特定行政庁**※に報告すること」を義務付けています。
下欄に記載されている対象物の報告時期が近づきましたので、期限までに調(検)査の結果を所定の様式により提出してください。
●所有者・管理者に変更があった場合は、お手数ですが本通知をお渡し頂くようお願いいたします。

名称	本通知に関するお問合せ先 ●●市●●部●●課 TEL ***-***-****
所在地	TEL ***-***-****
今回報告対象物	FAX ***-***-**** 又は本通知の発送業務を委託している 一般財団法人 埼玉県建築安全協会
報告期限	一般財団法人 埼玉県建築安全協会 TEL 048-865-0391
特記	

様式の入手方法

「今回報告対象物」欄に**対象物の台帳番号**が記載されていますので御確認ください。
●台帳番号のアルファベットが**AからJのいずれか**の場合
一般財団法人 埼玉県建築安全協会 (TEL 048-865-0391) のホームページ<http://skjak.jp/>からダウンロードできます。
●台帳番号のアルファベットが**L・S・W・Yのいずれか**の場合
保守会社の資格者が検査をしますので、**保守点検をされている保守会社**へお問合せください。

資格者

各々の種別に合わせた資格者に調(検)査させていただきます。

報告書提出先

行政庁が受付業務を委託している以下の窓口へ郵送等にて御提出ください。
報告書提出窓口：〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7
一般財団法人 埼玉県建築安全協会
TEL 048-865-0391

※**特定行政庁**とは 建築基準法に基づく業務を取り扱う行政機関のことで、埼玉県内では、さいたま市・川口市・川越市・所沢市・越谷市・上尾市・草加市・春日部市・狭山市・新座市・熊谷市・久喜市の区域はそれぞれの市長を、その他の市町村の区域は埼玉県知事をいいます。

記載の対象物が定期報告対象でない場合は、お手数ですが、「本通知に関するお問合せ先」に御連絡ください。

② 再通知(「提出時期超過通知」)

年 月 日

様

(台帳番号)
差出人 ●●市
(連絡先) ●●市●●部●●課
TEL ***-***-****

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告書の提出について (再度のお知らせ)

日頃より建築行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
建築基準法では、一定規模以上の建築物等の所有者又は管理者の方に対して「定期に維持管理の状況を資格者に調(検)査させて、その結果を**特定行政庁**※に報告すること」を義務付けています。
このため、先に、下欄に記載されている報告対象物について、定期報告書を提出されるよう通知したところですが、まだ報告されておりませんので、早急に提出してください。(行き違いの際は御容赦ください。)
下欄に記載されている対象物について、調(検)査の結果を所定の様式により提出してください。

名称	本通知に関するお問合せ先 ●●市●●部●●課 TEL ***-***-****
所在地	TEL ***-***-****
今回報告対象物	FAX ***-***-**** 又は本通知の発送業務を委託している 一般財団法人 埼玉県建築安全協会
報告期限	一般財団法人 埼玉県建築安全協会 TEL 048-865-0391
特記	

様式の入手方法

「今回報告対象物」欄に**対象物の台帳番号**が記載されていますので御確認ください。
●台帳番号のアルファベットが**AからJのいずれか**の場合
一般財団法人 埼玉県建築安全協会 (TEL 048-865-0391) のホームページ<http://skjak.jp/>からダウンロードできます。
●台帳番号のアルファベットが**L・S・W・Yのいずれか**の場合
保守会社の資格者が検査をしますので、**保守点検をされている保守会社**へお問合せください。

資格者

各々の種別に合わせた資格者に調(検)査させていただきます。

報告書提出先

行政庁が受付業務を委託している以下の窓口へ郵送等にて御提出ください。
報告書提出窓口：〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7
一般財団法人 埼玉県建築安全協会
TEL 048-865-0391

※**特定行政庁**とは 建築基準法に基づく業務を取り扱う行政機関のことで、埼玉県内では、さいたま市・川口市・川越市・所沢市・越谷市・上尾市・草加市・春日部市・狭山市・新座市・熊谷市・久喜市の区域はそれぞれの市長を、その他の市町村の区域は埼玉県知事をいいます。

記載の対象物が定期報告対象でない場合は、お手数ですが、「本通知に関するお問合せ先」に御連絡ください。

5. 定期報告業務に係る各種届出様式と取扱い

(1) 改善指導等について

報告書に「要是正」「要重点点検」の指摘があった場合には、その部分を改善する必要や注意していく必要があります。このため、特定行政庁から所有（管理）者に対して、改善に関する『通知書』が発行されます。これを受けた場合は、危害の未然防止のために指摘された箇所を改善し、その結果を所定の様式で報告してください。また、改善完了を求められない場合でも、次回の定期報告まで十分注意してください。いわゆる「既存不適格」の場合には、法律上は適法ですが、改善に向けて積極的に検討されるようお願いいたします。

昇降機に関する「改善通知書」及び「改善完了報告書」の埼玉県の場合の様式例は 22 頁から 24 頁のとおりですが、他の 12 市においては、この様式例と異なる場合がありますので、ご了承ください。

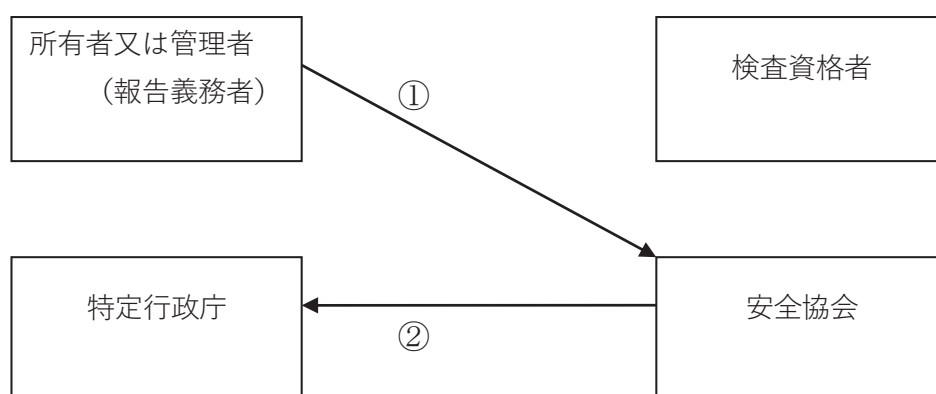
(2) 変更届の様式と提出について

所有者・管理者は建築物の名称や用途などに変更があったときはすみやかに『変更届』（25 頁）を 2 部、安全協会に提出する必要があります（フロー図参照）。

定期報告時に変更があった場合には、定期報告書を変更後の内容で提出されることにより変更届も兼ねることになります。そのためこの届の提出は不要です。なお、定期報告提出時ではない時期に変更が生じた場合にはこの変更届で変更箇所をご報告ください。

また、所有者等の変更の場合は、新しい所有者等が提出してください。

変更届の処理フロー



(3) 昇降機等(撤去・休止)届の様式と提出について

定期報告対象の昇降機を撤去したり、一時休止して利用しない状態になったときは、**27** 頁の『昇降機等(撤去・休止)届』を安全協会に提出してください。安全協会は、台帳の処理をした後に特定行政庁へ送付します(フロー図参照)。「休止」のときは、**28** 頁の『お知らせ』を添付して副本をお返し致します。

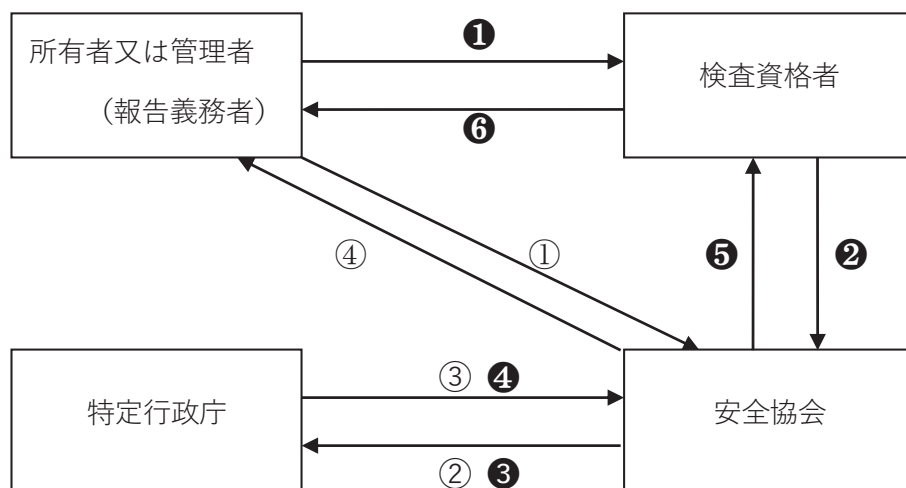
なお、「休止届」の有効期限は、2 年間です。引き続いて休止状態が継続する場合は、再度『昇降機等(撤去・休止)届』を提出して更新を行ってください。また、休止の期間中は、定期報告書の提出は不要です。

また、撤去の場合には撤去後の提出になりますので、必ず撤去の確認を行ってから提出してください。

注) 休止していた昇降機の使用を再開するときは、休止期間中であっても事前に昇降機の検査を実施し、すみやかに定期報告書を提出する必要があります。

撤去・休止届の処理フロー

(提出は報告義務者の希望により検査資格者経由でもかまいません。①～⑥)



(4) 報告期限切れ物件の確認について

期限を過ぎても報告書が提出されてこない場合、期限月の翌々月に特定行政庁(さいたま市を除く)から所有者等にあてて「時期超過通知」「再通知」が送付されます。(17・18 頁参照)

本会では、その前(期限月の翌月)に状況の確認をするため、前回の報告書を提出された保守会社に**29・30** 頁の照会をしています。右欄に状況を記入してファックスにて協会へ連絡してください。

(5) 定期報告済証の様式

安全協会から副本を返却する時に、『報告済証』を添付してお送りします。
しかし、要是正があった物件に対しては「改善完了報告書」の提出後になります。

(6) 昇降機等保守開始連絡票

新たに保守を開始することになった昇降機について、**31** 頁の「保守開始連絡票」を提出してください。

(7) 保守未契約通知

保守契約を解約した場合は、**32** 頁の「保守未契約通知」を提出してください。

(8) 労基対象物件通知

労働基準法の規定に基づく性能検査の対象になっているエレベーターは、定期報告の対象から除外されます。該当する物件については、**33** 頁の「労基対象物件通知」を提出していただくことによって、定期報告対象外の処理を行います。

(9) 送付明細書

報告書を提出する際に、**34** 頁の「送付明細書」を作成のうえ必ず添付してください。

昇降機等定期報告に関する通知書

令和____年 月 ____日

様

令和____年 月 ____日に定期報告を受けましたが、下記の不都合がありますので、改善（補修）を検討してください。

(特定行政庁名)〇〇市長 等

記

建築物名称					
所在地					
昇降機等の概要	昇降機 人	式	エレベーター	用 号機	定格速度 m/min 積載量 kg 定員
指摘事項					
指定改善(補修)期間					

昇降機等定期報告に関する通知書

令和 年 月 日

様

令和 年 月 日に定期報告を受けましたが、下記の不都合がありますので、改善（補修）のうえ、別紙様式により報告してください。

(特定行政庁名)〇〇市長 等

記

建築物名称	
所在地	
昇降機等の概要	昇降機 式 エレベーター 用 号機 定格速度 m/min 積載量 kg 定員 人
指摘事項	<要是正事項>
指定改善(補修)期間	

定期報告対象建築物等の変更届

建築基準法第12条の規定による定期報告制度の対象である次の建築物等について、下記のとおり変更したので、届け出ます。

令和 年 月 日

様

届出者（所有者又は管理者）

住所

氏名

電話

建築物等の所在地

建築物等の名称

建築物の用途

建築物・建築設備・防火設備

届出の対象

昇降機（エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機_____号機）

工作物（遊戯施設等）

※届け出るものに○をつけてください。

定期報告台帳番号

記

変 更 事 項	項 目	新	旧
	所有者の住所 及び氏名		
	管理者の住所 及び氏名		
	建築物等の 名 称		
	そ の 他		
変 更 の 理 由			
変 更 し た 日	令和 年 月 日		

所有者（管理者）様
（ - - - ）

〒 336-0031
埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7
（建産連会館4階）
一般財団法人 埼玉県建築安全協会
TEL 048-865-2256 FAX 048-845-6720

昇降機の撤去・休止届について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
ご連絡いただきました、昇降機の（撤去・休止）届を送付させていただきます。
つきましては、下記により必要な手続きをお願いいたしたくご連絡申し上げます。

記

1. 昇降機を使用する予定がない場合

同封の『昇降機等（撤去・休止）届』の提出が必要になります。次の点に留意のうえ、正・副2部を安全協会あてにお送りください。

- イ) 標題の「休止」を○で囲む。
- ロ) 所有者（管理者）の住所、氏名、電話番号を記入し、捺印する。
- ハ) 「撤去・休止の理由」、「休止日付及び期間」、「休止中の連絡先担当者氏名及び電話番号」の各欄にそれぞれ記入する。

2. 昇降機を設置していた建築物の解体、または昇降機を撤去した場合

同封の『昇降機等（撤去・休止）届』の提出が必要になります。次の点に留意のうえ、正・副2部を安全協会あてにお送りください。

- イ) 標題の「撤去」を○で囲む。
- ロ) 所有者（管理者）の住所、氏名、電話番号を記入し、捺印する。
- ハ) 「撤去・休止の理由」、「撤去日付」の各欄にそれぞれ記入する。

3. 現在すでに使用しているか、または近日中に使用を再開する予定である場合

建築基準法の規定に基づく『定期報告書』の提出が必要になります。昇降機検査資格者の検査を受けてから使用してください。

4. 譲渡または売却等のため、現在は他の人が所有（管理）している場合

お手数ですが、譲渡または売却先の住所、氏名、電話番号等を安全協会にご連絡願います。

5. 副本は後日郵送にてご返却いたしますので、届きましたら大切に保管してください。

とくに、休止届の場合は、2年後に更新となりますので、その間紛失しないようご注意ください。

お 知 ら せ

昇降機は、建築基準法第12条第3項の規定により年に一回の定期検査報告が義務づけられています。

この昇降機は、先に「休止届」が提出されていて休止扱いとなっているため、定期検査報告がされていません。下記の期限までは、使用できませんので御注意願います。また、期限後も引き続いて休止する場合は、「休止届」の更新が必要となります。

所有（管理）者が変更になった場合や昇降機を除却する場合は、かならず下記に御連絡ください。

なお、使用を再開するときは、事前に検査資格者の検査を受けて、その結果を報告してください。

休止届の有効期限 令和 年 月 日まで

お問い合わせ先 (一財)埼玉県建築安全協会 電話番号 048-865-2256

御連絡の際は、台帳番号_____をお知らせください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

555：(株)埼玉エレベーター
定期報告担当者様

(一財)埼玉県建築安全協会

報告期限超過物件の確認について

前略、標記件名につきご連絡いたします。

同封しました報告期限超過物件リスト(以下「リスト」という。)に掲載の物件につきましては、定期検査の報告期限が過ぎております。

これらの物件は期限が過ぎて未報告のまま2ヶ月が経過すると所有(管理)者あてに督促の通知が発送されます。保守契約が継続されている場合は速やかに報告していただくようお願いいたします。

なお、未契約や労基対象となった場合にはリストの備考欄の該当項目に○印を記入しFAX等にて当協会あてにご連絡ください。

(この連絡と行き違いに報告書を提出されている場合は、ご了承ください。)

保守会社別 報告期限超過物件リスト (令和〇〇年〇月末現在) 1ページ

保守会社: 555 (株)埼玉エレベーター (担当者名 電話番号)

貴社管理番号 台帳番号	機種 号機	建築物名称	基準日	報告済証 有効期限	備考
L-01-66-7777	エレベーター 1号機	〇〇市 総合福祉センター	02月	ROO. 02. 23	未契約・労基対象
9999 L-01-66-8888	エレベーター 2号機	▲▲▲(株) 〇〇支店	03月	ROO. 03. 18	未契約・労基対象
L-01-66-9999	エレベーター 1号機	ABCマンション	03月	ROO. 03. 18	未契約・労基対象

労働基準監督署の性能検査対象物件の場合は、**労基対象**に○印を付け検査証を合わせてご連絡ください。

未契約・労基対象のどちらでもない場合は空欄のまま、また全ての物件が未契約・労基対象でもない場合は協会への連絡は不要です。

送付先: 埼玉県建築安全協会 昇降機部 FAX 048-845-6720

FAX:048-845-6720

(一財)埼玉県建築安全協会 御中

会社名:

TEL:

FAX:

昇降機等保守開始連絡票

下記の物件については、このたび当社が保守契約を結びましたので、ご連絡いたします。

記

No.	機 種	建物所在地
	台帳番号	建物名称
1	L・S・W・Y	
	- - -	
2	L・S・W・Y	
	- - -	
3	L・S・W・Y	
	- - -	
4	L・S・W・Y	
	- - -	
5	L・S・W・Y	
	- - -	
6	L・S・W・Y	
	- - -	
7	L・S・W・Y	
	- - -	
8	L・S・W・Y	
	- - -	
9	L・S・W・Y	
	- - -	
10	L・S・W・Y	
	- - -	

L=エレベーター、S=エスカレーター、W=小荷物専用昇降機、Y=遊戯施設

FAX:048-845-6720

(一財)埼玉県建築安全協会 御中

会社名:

TEL:

FAX:

保守未契約通知

下記の物件については、当社で保守契約を結んでいませんので通知いたします。

記

No.	台帳番号	建物名称	備考
1	- - -		
2	- - -		
3	- - -		
4	- - -		
5	- - -		
6	- - -		
7	- - -		
8	- - -		
9	- - -		
10	- - -		

FAX:048-845-6720

(一財)埼玉県建築安全協会 御中

会社名:

TEL:

FAX:

労基対象物件通知

下記のエレベーターについては、労働基準監督署の性能検査を受けていますので、監督署発行の検査証の写しを添えて通知いたします。

記

No.	台帳番号	建物名称	備考
1	- - -		
2	- - -		
3	- - -		
4	- - -		
5	- - -		
6	- - -		
7	- - -		
8	- - -		
9	- - -		
10	- - -		

昇降機等定期検査報告書 送付明細書

令和 年 月 日

会社名：

担当者名：

連絡先・住所：

☎：

No.	台帳番号	建物名称	新規	機種台数				検査日	備考
				L	S	W	Y		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

L: エレベーター	
S: エスカレーター	
W: 小荷物専用昇降機	
Y: 遊戯施設	
合計	

第3章 昇降機定期検査報告書及び 結果表の記入要領

第三十六号の四様式(第六条、第六条の二の二関係)(A4)
定期検査報告書
(昇降機)

(第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む)の規定により、
定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

① 特定行政庁 様

② 令和 年 月 日

③ 報告者氏名 _____

④ 検査者氏名 _____ ⑤

【1.所有者】

- ⑥ 【イ.氏名のフリガナ】
- ⑦ 【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
- ⑧ 【ニ.住所】
- ⑨ 【ホ.電話番号】

【2.管理者】

- ⑩ 【イ.氏名のフリガナ】
- ⑪ 【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
- ⑫ 【ニ.住所】
- ⑬ 【ホ.電話番号】

⑭

管理者とは所有者から昇降機等の維持管理上の権限を委託されている責任者の方となります。
※日常的な管理(清掃や保守会社との打合せ等)のみを行っている人ではありません。

【3.報告対象建築物】

- ⑮ 【イ.所在地】
- ⑯ 【ロ.名称のフリガナ】
- ⑰ 【ハ.名称】
- ⑱ 【ニ.用途】

$$A = B + D + E$$

既存不適格のみの場合要是正
Bにもその台数を記入
※40・41ページ参照

【4.報告対象昇降機】

- 【イ.検査対象昇降機の台数】
- 【ロ.指摘の内容】

(A 台)
要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)
要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台

- ⑲ 【ハ.指摘の概要】
- ⑳ 【ニ.改善予定の有無】
- ※ 【ホ.その他特記事項】

有 (令和 年 月に改善予定) 無

(既存不適格のみの場合は☑不要)

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
令和 年 月 日		<p>全ての台帳番号を記入する。 報告書は台帳番号順に並べる。</p>
第 号		
係員氏名		

定期検査報告書(第一面)の記入要領

- ① 報告先について (埼玉内13行政庁)
昇降機の設置された建物の所在地が(川口市、さいたま市、川越市、所沢市、越谷市、上尾市、草加市、春日部市、狭山市、新座市、熊谷市、久喜市)である場合は**当該所在地の『市長』宛てとする。**
昇降機の設置された建物の所在地が上記以外の市町村である場合は『埼玉県知事』宛てとする。
- ② 日付について
協会で受付をした日を記入する。(未記入にて提出)
- ③ 報告者氏名について
◆ 個人の場合…氏名
◆ 法人の場合…法人名 + (役職等)氏名(管理者と同一表記)
- ④ 検査者氏名について
検査者が2名以上のときは、代表となる検査者1名を記入する。
- ⑤ 報告者、検査者 [印] について
令和3年1月1日から改正により、印不要。訂正をする場合、訂正印は使用不可 (新たに作成してください。)

【1. 所有者】について

- ⑥ 全てにフリガナを付けること。(数字やアルファベットもフリガナが必要) 例) **エステビル** サンゴウトウ STビル 3号棟
- ⑦ ・所有者が複数人で【所有者】欄に記入しきれない場合は、別紙を使用してもよい。
・分譲の共同住宅(マンション)の場合、 例) [○○○○マンション区分所有者一同] と記入する。
- ⑧ 住居表示で記入する。
- ⑨ 区分所有で電話番号がない場合は、管理者及び管理室等の電話番号を記入する。 例) ○○管理(株)
所有者が個人で、電話番号の記入をしない場合は、**横線(一)**を引くこと。

【2. 管理者】について

- ⑩ 全てにフリガナを付けること。(数字やアルファベットもフリガナが必要) 例) **エステビル** サンゴウトウ STビル 3号棟
- ⑪ 法人の場合は、法人名・役職名・氏名を、個人の場合は氏名を記入する。
- ⑫ 住居表示で記入する。
- ⑬ 管理者の電話番号でない場合は**電話番号の会社名等を併記する。**
・記入例) 03-1111-2222 [安協管理(株)東京支店]等
- ⑭ 所有者と同じときは『同上』でもよい。

【3. 報告対象建築物等】について

- ⑮ 住居表示で記入する。
- ⑯ 全てにフリガナを付けること。(数字やアルファベットもフリガナが必要) 例) **エステビル** サンゴウトウ STビル 3号棟
- ⑰ 建物名称を記入する。
- ⑱ 建物の用途を記入する。(主たる用途を記入する。)

【4. 報告対象昇降機】について

- ⑲ 指摘がある場合のみ記入する。指摘があった場合、**要是正・要重点点検**の内容を記入する。
『号機番号』+『判定結果』+『検査項目番号』+『検査項目』
◆複数台の報告の場合の記入例
【ハ.指摘の概要】1号機 [要是正]3(12) 停電灯装置、既存不適格あり
[要重点]6(10) 釣合おもり底部すき間
3号機 [要是正]3(12) 停電灯装置、**既存不適格あり**
◆1台の報告の場合の記入例(1台の報告の場合は号機名の記入は不要。)
【ハ.指摘の概要】 [要是正]3(12) 停電灯装置、**既存不適格あり**

※号機ごとに要是正から記入する。
※既存不適格がある場合
既存不適格ありと記入する。

- ⑳ 要是正の指摘または要重点点検の指摘の場合のみ有無に☑する。(既存不適格のみの場合は☑不要)
改善予定が決定しているときは有に☑し、併せて改善予定年月を記入する。未定のときは無に☑する。
- ※ 指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入する。

第二面は昇降機毎に作成する。

(第二面)

昇降機の状況等

【1.昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 ① 昭和・平成・令和 年 月 日 第 ② 号
【ロ. 確認済証交付者】 ③ 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 ④ 昭和・平成・令和 年 月 日 第 ⑤ 号
【ニ. 検査済証交付者】 ⑥ 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2.検査日等】

⑦ 【イ. 今回の検査】 令和 年 月 日
⑧ 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 年 月 日 報告) 未実施
⑨ 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

再検査を実施した場合、ここに再検査日を記入する。

【3.検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 第 C 9桁 号
昇降機等検査員
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 検査者が法人に勤務している場合にその勤務先を記入する。
() 建築士事務所 () 知事登録 第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 第 C 9桁 号
昇降機等検査員
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

その他の検査者が、上記の(代表となる検査者)と同じ勤務先の場合、(その他の検査者)【ニ~【ト】欄は省略してもよい。

【4.保守業者】

【イ. 名称】 【3. 検査者】(代表となる検査者)の【ニ. 勤務先】と保守が異なる場合に記入する。
【ロ. 郵便番号】
【ハ. 所在地】
【ニ. 電話番号】
維持保全を行う者が個人の場合は (保守契約を行っていない場合)
(第一面)【2. 管理者】欄と同じ内容を記入する。

【5.昇降機の概要】

(番号 ⑩)
【イ. 種類】 建築設備 工作物
⑪ 【ロ. 種別】 エレベーター (斜行) エスカレーター 小荷物専用
⑫ 【ハ. 駆動方式】 ロープ式 油圧式 その他 ()
⑬ 【ニ. 用途等】 乗用 (人荷共用 非常用) 寝台用 自動車運搬用 荷物用
⑭ 【ホ. 機械室の有無】 有 無
【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)
(kW) (⑮ m/min) (kg) (人) (m) (度)
⑯ 【ト. 停止階】 階 (停止階床数)
【チ. 製造者名】

<対象>
・エスカレーター
・いす式
階段昇降機
・段差解消機
(斜行型)
・斜行エレベーター

【6.検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 要重点点検の指摘あり 指摘なし
⑰ 【ロ. 指摘の概要】
⑱ 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

※記入例：
40・41ページ参照

【7.不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定) 予定なし

該当するものに☑する。

【8.備考】

⑲

台帳番号 ***** (9桁の番号)

定期検査報告書(第二面)の記入要領

【1.昇降機に係る確認済証交付年月日等】について

- ① 確認済証の交付年月日を記入する。(昭和か平成か**令和**のどれかを○で囲む または抹消する。)
- ② 確認済証の**交付番号**を正しく記入する。(不明の場合は**不明**と記入する。)
- ③ 建築主事または指定確認検査機関どちらかを選択。
(指定確認検査機関の場合は**機関名**を正しく記入する。(不明の場合は**不明**と記入する。))
- ④ 検査済証の交付年月日を記入する。(昭和か平成か**令和**のどれかを○で囲む または抹消する。)
- ⑤ 検査済証の**交付番号**を正しく記入する。(不明の場合は**不明**と記入する。)
- ⑥ 建築主事または指定確認検査機関どちらかを選択。
(指定確認検査機関の場合は**機関名**を正しく記入する。(不明の場合は**不明**と記入する。))

確認・検査済証交付年月日が平成11年4月までに交付→③・⑥両方とも建築主事
確認・検査済証交付年月日が平成11年5月以降に交付→指定確認検査機関(民間)の場合あり。
【確認済証、検査済証を確認する】

* 初回の報告時に台帳番号が不明の場合は、検査済証(写し)を添付する。

【2.検査日等】について

- ⑦ 各昇降機の検査日を記入する。(同じ号機を複数の日にまたがって検査を実施した場合、その最終日を記入する。)
検査日は報告日から前**二ヵ月以内**と県等の細則で定められています。例:3月25日検査→提出期限は5月25日迄
- ⑧ 前回(直前)の**協会受付日**を記入する。**※検査日ではありません。(初回報告、前回報告未実施の場合未実施に○)**
- ⑨ 所有(管理)者が副本を**保管**しているかを確認すること。(副本の**保管期間**は3年**以上**。)

他社から引き継いで報告する場合は…

副本にて前回の判定結果(要是正・要重点点検・既存不適格の有無)及び改善報告等の項目の確認すること。

【5.昇降機の概要】について

- ⑩ 号機番号(名称)を記入する。
- ⑪ 該当する種別にする。※いす式階段昇降機、段差解消機(斜行型)、斜行エレベーターは**エレベーター**と**斜行**の両方にする。
- ⑫・⑬・⑭ [ハ、ニ、ホ] は**エレベーターのみ該当** (エスカレーターや小荷物専用昇降機はしない。)
- ⑫ その他の場合は具体的な駆動方式を記入する。(ラックピニオン式)等
- ⑬ 人荷共用、非常用のエレベーターの場合は、**乗用**にも併せてする。
- ⑭ エレベーターのみ該当にする。
- ⑮ ◆ロープ式エレベーター可変速式の場合の記入例:【へ】欄には**定格速度のみ**を記入する。
◆エスカレーター多段速度式の場合の記入例:【へ】欄には**一番速い速度のみ**を記入し、【8.備考】に全ての速度を記入する。
【8.備考】30/40/45 m/min(三段速度)
- ◆上昇と下降の速度が違う場合の記入例 【へ】欄 (UP30/DN45 m/min)
- ⑯ ◆非停止階がない場合の記入例 * 1~10 階 (停止階床数 10)
* B1~1~3-R 階 (停止階床数 5) → 「悪い例」 B1~R 階
※B階、R階に停止階がある場合は、「~」は使用しないこと。(数字以外が含まれる場合には「~」は使用しない。)
- ◆非停止階がある場合の記入例 * B2・1・2・7~10 階 (停止階床数 7) ・非停止階 B1・3・4・5・6階の場合
- ◆正面と背面に乗降口がある場合の記入例
* 1(正・背)~3 階 (停止階床数 4)
- ◆エスカレーターは 【ト.停止階】に記入しない。

【6.検査の状況】について

- ⑰ 指摘がある場合のみ記入する。(既存不適格がある場合には【**既存不適格あり**】と記入する。)
【判定結果】+【検査項目番号】+【検査項目】
◆同じ号機に要是正と要重点点検の指摘の両方がある場合の記入例
【口.指摘の概要】 [要是正]3(12)停電灯装置、[要重点]6(10)釣合おもり底部すき間
- ⑱ 要是正の指摘または要重点点検の指摘の場合に有無にする。(既存不適格のみの場合は不要)

【7.不具合の発生状況】について

- ◆前回報告から今回の報告までの間に起きた不具合について有・無にする。
不具合があった場合は、第三面を記入・添付する。また分析コード表の番号を記入する。

【8.備考】について

- ⑲ ◆大臣認定等にて取得したものは名称と認定番号を記入する。【例】可変速、遮煙構造、戸開走行保護装置、平型ロープ、等
- ◆乗用・人荷用・寝台用エレベーターで昇降行程が**7m以下**の場合は記入する。【例】昇降行程7m以下
- ◆6(10)釣合おもり底部すき間、主索交換等で数値が変わったときは記入する。【例】○年○月 主索交換
- ◆制御盤及び巻上機電動機等の改修工事を行った場合に記入する。【例】○年○月 改修工事(△△交換…)
- ◆第一面・第二面における変更等があった場合記入する。【例】所有者変更、管理者変更、建物名称変更 等
- ◆併願申請の場合(建築基準法第6条4号) 【例】4号建築物

報告書【一面 4. ロ指摘の内容】【二面 6. イ指摘の内容】の台数(レ点チェック)の記入例

- ※ 記入例はすべて1台を想定しております。
- ※ 複数台ある場合は各項目の台数を合計してご記入ください。

◆ 指摘の内容が一つの場合

記入例 1 【要是正】	
《 報告書一面 》	
【4. 報告対象昇降機】	
【イ. 検査対象昇降機の台数】	(1 台)
【ロ. 指摘の内容】	要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 0 台) 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台
【ハ. 指摘の概要】	[要是正]+検査項目番号+検査項目
【ニ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
《 報告書二面 》	
【6. 検査の状況】	
【イ. 指摘の内容】	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格) <input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり <input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	[要是正]+検査項目番号+検査項目
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
	要是正がある場合： 有(年月)・無に記入が必要
記入例 2 【既存不適格】	
《 報告書一面 》	
【4. 報告対象昇降機】	
【イ. 検査対象昇降機の台数】	(1 台)
【ロ. 指摘の内容】	要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 1 台) 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台
【ハ. 指摘の概要】	既存不適格あり
【ニ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
《 報告書二面 》	
【6. 検査の状況】	
【イ. 指摘の内容】	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格) <input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり <input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	既存不適格あり
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
	既存不適格の場合： レ点不要
記入例 3 【要重点点検】	
《 報告書一面 》	
【4. 報告対象昇降機】	
【イ. 検査対象昇降機の台数】	(1 台)
【ロ. 指摘の内容】	要是正の指摘あり 0 台 (うち既存不適格 0 台) 要重点点検の指摘あり 1 台 指摘なし 0 台
【ハ. 指摘の概要】	[要重点]+検査項目番号+検査項目
【ニ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
《 報告書二面 》	
【6. 検査の状況】	
【イ. 指摘の内容】	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格) <input checked="" type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり <input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	[要重点]+検査項目番号+検査項目
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
	要重点がある場合： 有(年月)・無に記入が必要
記入例 4 【指摘なし】	
《 報告書一面 》	
【4. 報告対象昇降機】	
【イ. 検査対象昇降機の台数】	(1 台)
【ロ. 指摘の内容】	要是正の指摘あり 0 台 (うち既存不適格 0 台) 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 1 台
【ハ. 指摘の概要】	
【ニ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
《 報告書二面 》	
【6. 検査の状況】	
【イ. 指摘の内容】	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格) <input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
	指摘なしの場合： レ点不要

◆ 指摘の内容が複数の場合

記入例 5 [要是正+既存不適格+要重点点検]

《 報告書一面 》

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 0 台) ← 一面：
 要重点点検の指摘あり 0 台 ← 指摘なし 0 台 既存不適格あり 既存不適格・要重点には
 台数を記入しない

【ハ. 指摘の概要】 [要是正]+検査項目番号+検査項目 [要重点]+検査項目番号+検査項目

【ニ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

《 報告書二面 》

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) ← 二面：
 要重点点検の指摘あり (指摘なし) 要是正・要重点にレ点を記入
 要是正・要重点がある場合：
 有(年月)・無に記入が必要

【ロ. 指摘の概要】 [要是正]+検査項目番号+検査項目 [要重点]+検査項目番号+検査項目 既存不適格あり

【ハ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

記入例 6 [要是正+既存不適格]

《 報告書一面 》

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 0 台) ← 一面：
 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台 既存不適格には
 台数を記入しない

【ハ. 指摘の概要】 [要是正]+検査項目番号+検査項目 既存不適格あり

【ニ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

《 報告書二面 》

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) ← 二面：
 要重点点検の指摘あり (指摘なし) 既存不適格には
 レ点を記入しない
 要是正がある場合：
 有(年月)・無に記入が必要

【ロ. 指摘の概要】 [要是正]+検査項目番号+検査項目 既存不適格あり

【ハ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

記入例 7 [要是正+要重点点検]

《 報告書一面 》

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 0 台) ← 一面：
 要重点点検の指摘あり 0 台 ← 指摘なし 0 台 既存不適格・要重点には
 台数を記入しない

【ハ. 指摘の概要】 [要是正]+検査項目番号+検査項目 [要重点]+検査項目番号+検査項目

【ニ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

《 報告書二面 》

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) ← 二面：
 要重点点検の指摘あり (指摘なし) 要是正・要重点にレ点を記入
 要是正・要重点がある場合：
 有(年月)・無に記入が必要

【ロ. 指摘の概要】 [要是正]+検査項目番号+検査項目 [要重点]+検査項目番号+検査項目

【ハ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

記入例 8 [既存不適格+要重点点検]

《 報告書一面 》

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 1 台) ← 一面：
 要重点点検の指摘あり 0 台 ← 指摘なし 0 台 要重点点検には台数を
 記入しない

【ハ. 指摘の概要】 [要重点]+検査項目番号+検査項目 既存不適格あり

【ニ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

《 報告書二面 》

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) ← 二面：
 要重点点検の指摘あり (指摘なし) 要重点点検にレ点を記入
 要重点がある場合：
 有(年月)・無に記入が必要

【ロ. 指摘の概要】 [要重点]+検査項目番号+検査項目 既存不適格あり

【ハ. 改善予定の有無】 有(年 月に改善予定) 無

概要書（第二面）

概要書の第二面は指摘があった号機のみ作成
<[指摘なし]には作成不要>

- ① 定期検査報告書の(第二面)に記入した内容と**同一の内容**を記入する。
但し、【6.検査の状況】【ニ.その他の特記事項】欄と【7.不具合の状況】【ハ.不具合の概要】欄は報告書(第二面)に無い項目のため、必要に応じて記入すること。
- ② 作成部数は、正本用を1部。
- ③ 概要書を訂正する場合、**訂正印は使用不可**（新たに作成してください。）

概要書	
(第二面)	
昇降機の状況等	
【1.昇降機に係る確認済証交付年月日等】	
【イ. 確認済証交付年月日】	昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】	昭和・平成・令和 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()
【2.検査日等】	
【イ. 今回の検査】	令和 年 月 日 < 再検査を実施した場合、ここに再検査日を記入する。 >
【ロ. 前回の検査】	<input type="checkbox"/> 実施 (令和 年 月 日 報告) <input type="checkbox"/> 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【3.検査者】	
(代表となる検査者)	
【イ. 資格】	() 建築士 () 登録 第 号 昇降機等検査員 C・(9桁)・ 号
【6.検査の状況】	
【イ. 指摘の内容】	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格)
	<input type="checkbox"/> 要重点点検の指摘あり <input type="checkbox"/> 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	報告書(第二面)には無い項目
【ハ. 改善予定の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
【ニ. その他の特記事項】	
【7.不具合の発生状況】	
【イ. 不具合】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【ロ. 不具合記録】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【ハ. 不具合の概要】 第三面の「不具合の概要」を記入する	
【ニ. 改善の状況】	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定 (令和 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
【8.備考】	
(注意)	
この様式には第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があった昇降機についてのみ作成し、第一面に添えてください。	
台帳番号	*-*-*-**-* (9桁の番号)

定期検査報告書
(第三面)

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
令和〇年△月	ドアロックが変形し、 ドアが閉まらない	ドアのすき間からの落下物 によるものと推定	令和〇年△月	変形した部品を交換
	60. 安全装置	70. その他		

不具合分析コード表

2012年11月1日より

エレベーター
不具合が発生した機器・装置
10. ブレーキ
20. 制御装置
30. 過荷重検出装置
40. 主索
50. 乗場戸
60. 安全装置
70. その他

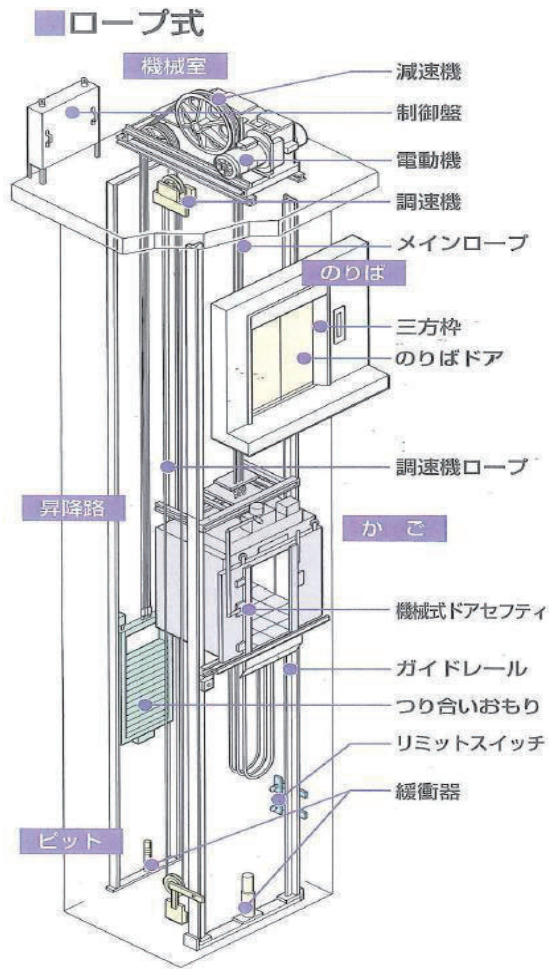
不具合内容及び原因
11. ブレーキ自身の不具合（機器部分、回路部分含む）
12. ブレーキに起因する全ての不具合
21. 着床誤差が大きい（±100mm以上）
22. 制御不能（指定階に停止不能）
23. 制御不能（指定階以外への走行）
24. 制御不能（1回の着床でのリレベル動作の繰り返し）
25. 制御不能（速度の異常）
26. 制御不能（減速装置が正常に作動しない）
31. 過荷重検出装置の設定値ずれ
41. スtrand切れ
42. 着床停止時の主索と綱車間のスリップ
51. 施錠装置の不良（かごが停止していないのに、ドアが手で開いてしまう状態）
61. 非常止め装置の作動
62. ファイナルリミットスイッチの作動
70. その他

エスカレーター
不具合が発生した機器・装置
10. 電動機
20. ブレーキ
30. ハンドレール
40. 安全装置
50. その他

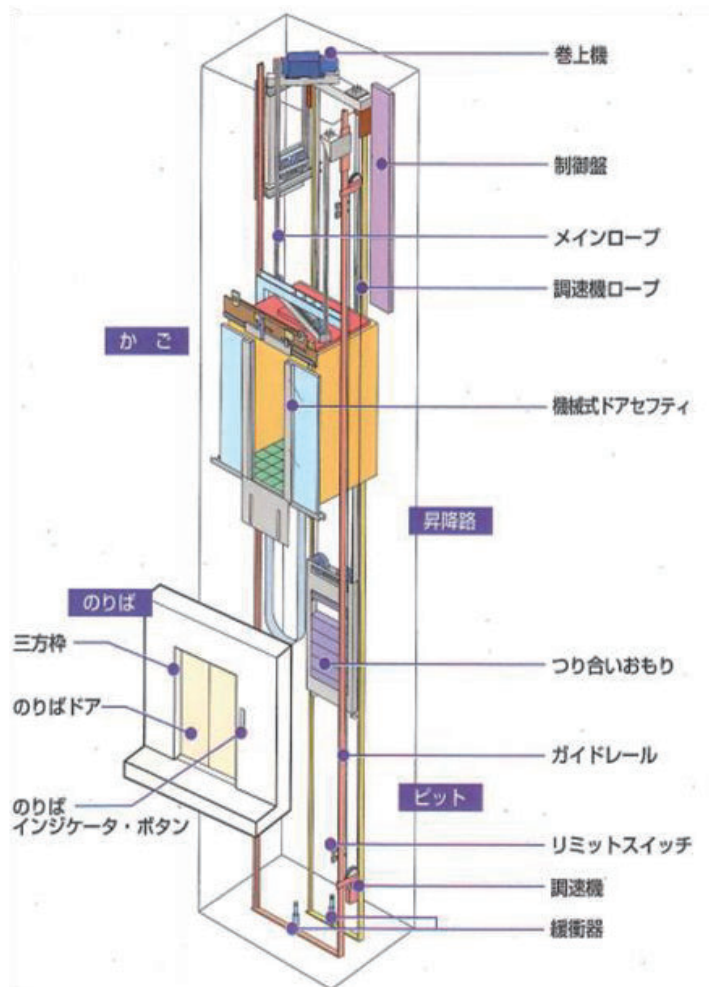
不具合内容及び原因
10. 駆動トルク不足
20. ブレーキセット値の不足（停止距離の状況が、基準を満たしていない）
30. 踏段と著しい速度差が発生又は停止
40. 踏段チェーン安全スイッチの作動
50. その他

※小荷物専用昇降機はコード不要

主索又は鎖で吊るエレベーター



機械室あり



機械室なし

主索又は鎖で吊るエレベーター

機械室あり・なしを明確にするため必ずチェックを入れる。

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

[機械室あり、機械室なし]

- ◎ 必ず該当あり
- 該当する場合が多い
- △ 該当しない場合が多い
- × 該当しない

当該検査に 関与した 検査者	代表となる検査者	氏名
	その他の検査者	

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるので、あくまでも目安とする。

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目	判定
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)	
◎	×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸	
◎	△	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	
◎	×	(3)	機械室の床の貫通部	巻胴式も判定する
◎	◎	(4)	救出装置	
◎	◎	(5)	開閉器及び遮断器	
◎	◎	(6)	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 (→ なし) ロ. やむを得ない事情により、検査者が 設定する交換基準 ()	フェールセーフ設計の有無にかかわらず、 最終交換日・接触器名を記入する 適・否・確認不可 最終交換日 H 21年 9月 28日 接触器 A
◎	◎	(6)	接触器、継電器 及び運転制御用 基板 ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 (→ 例) 10年 100万回) ロ. やむを得ない事情により、検査者が 設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 H 21年 9月 28日 接触器 B 8年/20万回
フェールセーフ設計に [該当する場合、 交換基準なしでも空欄とせず、 「なし」を記入する				
フェールセーフ設計に [該当しない]場合、 交換基準が必要 基準に対する確認結果を記入				
詳細は、業務基準書2017年版P226～229参照				
◎	◎	(7)	ヒューズ	
◎	◎	(8)	絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超) MΩ 電動機の回路 (300V以下・300V超) 100 MΩ 制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 20 MΩ 制御器等の回路の150V以下の回路 20 MΩ	表1参照
◎	◎	(9)	接地	該当しない項目は抹消線を引く。
△	×	(10)	階床選択機	
○	△	(11)	減速歯車	
◎	◎	(12)	巻上機 綱車又は巻胴 綱車と主索のかかり ※巻胴式のものを除く イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (例 マーキングが見えない mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (例 4.5mm 以下 mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩擦差の状況	マーキングが見える 5.0 mm 適・否 適・否
該当しない方を抹消する。又は該当する方を○で囲む。				
「ハ」を選んだときのみ判定する。				
◎	◎	(13)	軸受	

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

検査資格者番号では
ありません

検査者番号	

号機の番号を記入する
昇降機番号

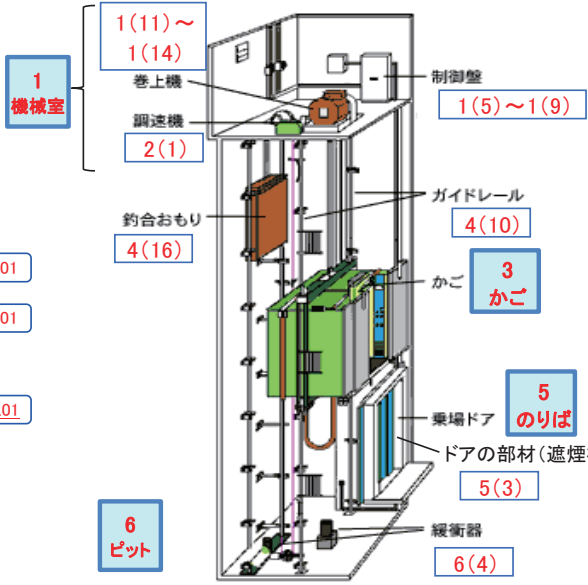
番号	指摘 なし	検査結果		担当 検査者 番号
		要 重点 点検	要 是正 既存 不適格	

1	機械室			S46.01.01
(1)				S46.01.01
(2)				
(3)				
(4)				H24.08.01
(5)				

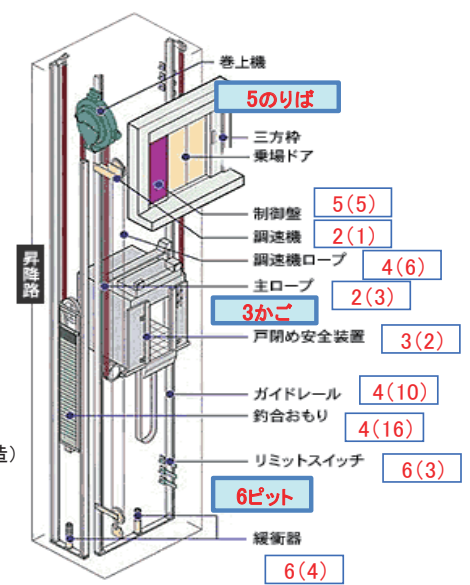
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				
(11)				

最終交換日が不明のときは、
設置日(検査済証交付日)

【機械室あり、機械室なし】
機械室ありエレベーター



【-機械室あり、機械室なし】
機械室なしエレベーター(駆動装置上部)



1(2)機械室内の状況他の判定基準 (業務基準書2017年版 P224~225参照)

- ①昇降機以外の設備等が定期検査等に支障がある場合は『要是正』となる。
- ②漏水が機器に達している又は窓が破損している場合は『要是正』となる。
- ③機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損がある場合は『要是正』となる。
- ④照明装置が正常に作動しない場合は『要是正』となる。
- ⑤換気装置の起動設定温度が適切に設定されていない場合も『要是正』となる。
(換気設備等とは、空調設備、換気扇、ガラのことを示す。)

1(6)接触器他 (業務基準書2017年版 P226~229参照)

フェールセーフ設計とは、
接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの
信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、
自動的にかごを制止する設計

1(8)絶縁 表1 (業務基準書2017年版 P229~230参照)

回路の絶縁抵抗値は次のとおりであること

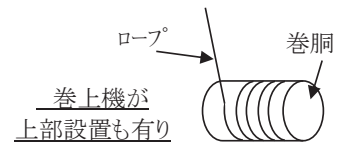
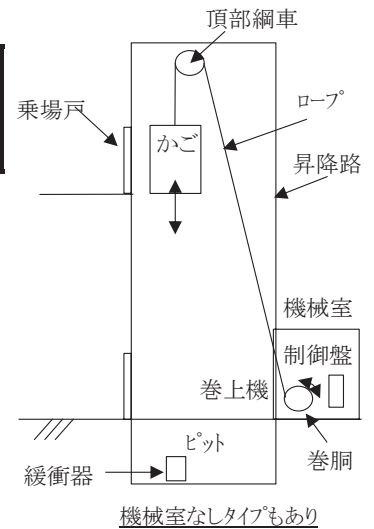
① 回路電圧が 300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上
② 回路電圧が 150Vを超え 300V以下	0.2MΩ 以上
③ 回路電圧が 150V以下のもの	0.1MΩ 以上

1(12)綱車又は巻胴 (業務基準書2017年版 P232~233参照)

巻胴式の場合の検査事項と記入方法 (斜線で抹消・判定は残すこと。)

綱車又は 巻胴	綱車と主索のかかり		
	イ.製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)		mm
	ロ.やむを得ない事情により 検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm)		mm
	ハ.綱車と主索の滑り等により判定		適・否
	複数の溝間の摩耗差の状況		適・否

巻胴式エレベーター



機械室あり	機械室なし	番号	検査項目			
○	○	(14)	巻上機	ブレーキ	<p>しゅう動面への油の付着の状況 保持力</p> <p>イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認</p> <p>パッドの厚さ</p> <p>イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (例 ブレーキギャップ 3.5mm以上 mm) 要是正となる基準値 (例 ブレーキギャップ 4.5mm以上 mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)</p> <p>プランジヤーストローク</p> <p>イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>パッドに右(下)左(上)がないクラッチ式などの場合、右・左を消し右欄に測定値を記入する。右図参照</p> <p>右 3.0 mm 左 mm</p>
				イ、ロ、ハ、又はイ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。		
○	×	(15)	そらせ車			
○	○	(16)	電動機	可変速式の場合は	実測値は定格速度の125%以下であること。	
△	×	(17)	電動発電機	定格速度のみを記入する。		
○	○	(18)	駆動装置等の耐震対策			
○	○	(19)	速度	定格速度 (45 m/min) 報告書二面と同じであること	上昇 46.5 m/min 下降 45.0 m/min	
2 共通						
○	○	(1)★	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	表2参照 m/min	
				キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min	
△	△	(2)	割合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	4(17)と一致していること m/min	
○	○	(3)	主索又は鎖	径の状況	<p>最も摩耗した主索の番号 (1)</p> <p>直径 (11.9 mm) ≤ 未摩耗直径 (12.0 mm)</p> <p>要是正=90%未満 要重点点検=92%未満</p> <p>99.2 %</p>	
				素線切れ	<p>最も摩損した主索の番号 (素線切れなし)</p> <p>該当する素線切れ判定基準 (ハ)</p> <p>素線切れが生じた部分の断面積の割合</p> <p>70%超 70%以下</p> <p>切れ数 0 本</p> <p>1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数</p>	
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	<p>要是正=94%未満 要重点点検=96%未満を目安</p> <p>0 %</p>	
				谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()	<p>直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)</p> <p>1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数</p> <p>表4参照 本</p>	
				主索本数 (本数を記入 本)	<p>要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()</p>	
				鎖	<p>摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入)</p> <p>測定長さ (B) (mm) 基準長さ (A) (mm)</p> <p>伸び %</p>	
鎖本数 (本数を記入 本)	<p>要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()</p> <p>$\frac{B-A}{A} \times 100$</p>					
○	○	(4)	主索又は鎖の張り			

番号	指摘なし	検査結果		担当検査者番号
		要重点点検	要是正 既存不適格	
(14)				
(15)				
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				
2 共通				
(1)★				
(2)				
(3)				
(4)				

S56.06.01
H21.09.28
H26.04.01

表2

定格速度 2(1) かが側调速機 (業務基準書2017年版 P245～248参照)

定格速度	かが側调速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の — %)	63m/min以下
45m以下	かが側调速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の — %)	63m/min以下
		キャッチの作動速度 (定格速度の — %)	過速スイッチと同一又は68m/min以下
45m超	かが側调速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の 130 %以下)	測定値 m/min
		キャッチの作動速度 (定格速度の 140 %以下)	測定値 m/min

2(2) 釣合おもり側调速機
かごのキャッチ速度より大きくかつ110%以下

表3

2(3)主索、4(6)调速機ロープ の記入について (業務基準書2017年版 P249～256、P283～285参照)

■素線切れがある場合の「該当する素線切れ判定基準」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせて記入する。

例	素線切れの判定記号	判定結果の記号
(ハ)	1 素線切れが平均的に分布する場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
(1-ハ)	2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
(2-ロ)	3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
(4-イ)	4 谷部で素線切れが生じている場合	

*主索に著しい損傷、変形(キンク・傷・よりの不整)が発生し異常音等がある場合は、「要是正」とすることから、判定基準欄は(損傷-イ)もしくは(変形-イ)と記入する。

表4

■錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合の「該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせて記入する。

例	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	判定結果の記号
(ハ)	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
(1-イ)	2 点状の腐食が多数生じている場合	
	3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
	4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	

ブレーキ型式種別	ドラム式	ディスク式	クラッチ式
測定値 (記入例)	右:5.5mm 左:5.5mm	右:1.5/1.5mm 左:1.5/1.4mm	右: 16.5mm 左: —mm

1(14)ブレーキの検査項目の注意点 (業務基準書2017年版 P234～240参照)

ブレーキは、油の付着状況、取付け状況、制動力の状況、保持力の状況、パッドの厚さの状況、パッドとドラム及びディスクとの接触状況、ブレーキ制動時のプランジャーの状況、ブレーキコイルの発熱の状況、構成機器の作動状況、摩耗粉の状況(電気制動式)、作動時の状況(電気制動式)の検査をする必要がある。
*摩耗粉があるとき、パッド以外の摩耗粉がある場合は、「要是正」とすること。

パッドの厚さの検査において
製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定する場合は「ロ」を選択する。
(注意)
①要重点点検及び要是正の基準値を設定すること。
②前回検査時(初回検査の場合は初期値)のパッドの厚さが「不明」の場合は「要重点点検」の指摘となる。
③検査時に製造者の基準を満たしていても、前回検査からのパッドの摩耗量(初回検査の場合は初期値)を今回検査時の厚みから引いた場合に、次回検査までに要是正の厚さとなるおそれがある場合は「要是正」の指摘となる。
*ブレーキパッド部が写せないときはブレーキ全体の撮影写真か構造図等を添付すること。

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目
◎	◎	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部
△	△	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置 巻胴式エレベーターが対象
△	△	(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置 巻胴式エレベーターが対象
○	○	(8)	はかり装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る
◎	◎	(9)	戸開走行保護装置
◎	◎	(10)	地震時等管制運転装置
×	○	(11)	降下防止装置 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
×	△	(12)	換気設備等
×	○	(13)	※制御盤扉 昇降路内に制御盤がある場合
3 かが室			
◎	◎	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床
◎	◎	(2)	かごの戸及び敷居 自動車用エレベーターにはない場合がある
◎	◎	(3)	かごの戸のスイッチ 自動車用エレベーターにはない場合がある
◎	◎	(4)	床合わせ補正装置及び着床装置
△	×	(5)	車止め、光電装置等 かごの戸がない自動車用エレベーターに限る
◎	◎	(6)	かご操作盤及び表示器 既存不適格→自動車用に限る
×	×	(7)	操縦機
◎	◎	(8)	外部への連絡装置
◎	◎	(9)	かご内の停止スイッチ
◎	◎	(10)	用途、積載量及び最大定員の標識
◎	◎	(11)	かごの照明装置
○	○	(12)	停電灯装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る
○	○	(13)	かごの床先
4 かが上			
◎	◎	(1)	かご上の停止スイッチ
○	◎	(2)	頂部安全距離確保スイッチ
◎	◎	(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ
△	△	(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材 要是正=90%未満 要重点点検=92%未満
△	○	(5)	頂部綱車 主に巻胴式
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> %の数字は、小数点第二位を四捨五入して記入する。 (例11.9/12.0=99.16 ⇒ 99.2%) </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 該当する方を○で囲む。 素線切れが無い場合 両方を抹消する。 </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 要是正=94%未満 要重点点検=96%未満を目安 </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 表3参照 </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 表4参照 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 釣合おもり側の調速機の書き方は 業務基準書 2017年版 P283 参照 </div>			
◎	◎	(6)	調速機ロープ 径の状況 直径(mm) 未摩耗直径(mm) % 素線切れ 表3参照 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ) 表4参照
○	○	(7)	かごの非常救出口
◎	◎	(8)	かごのガイドシュー等
○	○	(9)	*かご吊り車
◎	◎	(10)	ガイドレール及びレールブラケット
◎	◎	(11)	施錠装置
◎	◎	(12)	昇降路における壁又は囲い
◎	◎	(13)	乗り場の戸及び敷居
◎	◎	(14)	昇降路内の耐震対策
◎	◎	(15)	移動ケーブル及び取付部
◎	◎	(16)	釣合おもりの各部 巻胴式エレベーターは対象外
		形式 : 早ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式 作動の状況 表5参照 イ. 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあつては、主索又は鎖を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 巻胴式エレベーターは対象外 </div>	
△	△	(17)	釣合おもり非常止め装置 2(2)と一致していること

番号	検査結果			担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正 既存不適格	
(5)				H26.04.01
(6)				S34.01.01 S57.12.01
(7)				S46.01.01
(8)				H21.09.28
(9)				H21.09.28
(10)				
(11)				
(12)				
(13)				
3	かご室			H22.09.28
(1)				
(2)				H21.09.28 H22.09.28
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				H21.09.28
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				H21.09.28
(11)				S46.01.01
(12)				
(13)				S56.06.01 H26.04.01
4	かご上			
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				H26.04.01
(6)				
(7)				S46.01.01 H21.09.28
(8)				
(9)*				H26.04.01
(10)				H21.09.28 H24.08.01
(11)				H24.06.07
(12)				H21.09.28 H22.09.28
(13)				S56.06.01 H21.09.28
(14)				
(15)				H26.04.01
(16)				
(17)				

2 (9) 戸開走行保護装置

(業務基準書2017年版 P260～261参照)

第二面の備考欄に認定番号と名称を記入し、内容を記載した書面(検査事項・検査方法・判定基準・初回(前回)との比較値・検査結果等)を添付する。

改修などで戸開走行保護装置を取り付ける場合は、必ず特定行政庁へ確認すること。

***埼玉県は12条5項報告不要**

2 (10) 地震時等管制運転装置

(業務基準書2017年版 P261～264参照)

1.適用除外となるエレベーター

- ①昇降行程が7m以下のエレベーター(乗用、人荷用、寝台用)
- ②荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター(かご内に操作盤が無く、人が乗らないもの)
- ③段差解消機、いす式階段昇降機

2.地震時等管制運転装置の内容

- ①P波地震感知器及びS波地震感知器と連動した地震管制運転、かご内への運転情報の表示、予備電源の設置

3.地震時等管制運転装置が既存不適格になる条件(概要)

- ①P波地震感知器及びS波地震感知器が設置されていない。(a, b)
- ②かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ、かごの戸を開き又かご内から開くことができる。
- ③自家発電設備又は停電時のバックアップ電源装置を有していない。(c)
- ④かご内へ運転情報の表示装置がない。(d)

*新法対応への改修の場合は、特定行政庁へ確認をすること。

***アルファベットは、埼玉県(神奈川県)提出に必要です。(既存不適格事項は全て)**

3 (8) 外部への連絡装置

(業務基準書2017年版 P274～275参照)

・『**要是正**』となるのは、

1.常時連絡が可能ではないと考えられる場合

ただし、外部(共用部等)でインターホン等の鳴動が確認でき、鳴動時の対応方法が明示されている等の適切な処置が講じられている場合は、『**指摘なし**』と判定する。

2.停電検査を適切に実施していない場合

3.複数の外部連絡装置を設けているが、全ての検査を行っていない場合

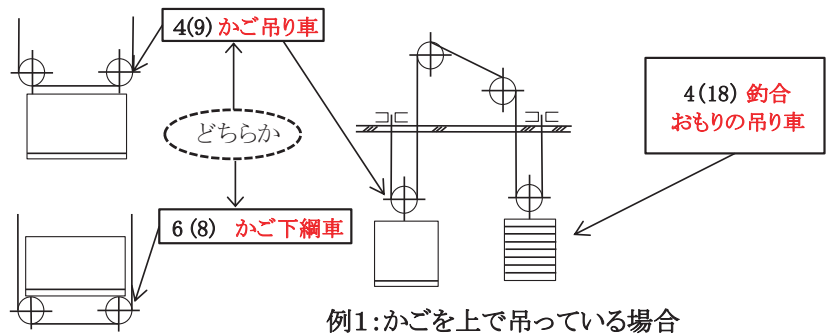
ただし、一つの外部連絡装置で常時外部に連絡できる場合は、当該装置のみを検査し、他の装置を特記事項に記入する。

4.外部連絡装置が、エレベーターの三方枠又はその付近の壁といった、シャッター等で覆われてしまう場所に設置されている場合

組合せ例

	例1	例2
* 4(9) かご吊り車	○	
* 4(18) 釣合おもりの吊り車	○	○
* 6(8) かご下綱車		○

※4(18)釣合おもりの吊り車がある場合は、かごを上で吊っているか、かごの下に綱車があるかどうかで判定する。



4(17)釣合おもり非常止め装置

(業務基準書2017年版 P299～300参照)

6(7)かご非常止め装置

(業務基準書2017年版 P312～314参照)

表5

定格速度	形式
45m以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある) 調速機がない場合はスラックロープ式
45m超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m/min以下はスラック式でも可)

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目
○	◎	(18)	*釣合おもりの吊り車 巻胴式エレベーターは対象外
◎	◎	(19)	かごの戸の開閉機構 手動式の場合は対象外、自動車用も無い場合がある
◎	◎	(20)	かごの枠
5 乗り場			
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器
◎	◎	(2)	非常解錠装置
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造 オープンタイプのエレベーター
×	○	(5)	*制御盤扉 三方枠に制御盤がある場合
6 ピット			
×	○	(1)	保守用停止スイッチ 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
×	○	(2)	底部安全距離確保スイッチ 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
◎	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ
◎	◎	(4)	緩衝器及び緩衝材 形式： <u>ばね式</u> ・ 油入式 ・ 緩衝材 劣化の状況 該当するものを○で囲む。 ◎ ・ 否 作動の状況(油入式のものに限る。) — 適 — 否 油量の状況(油入式のものに限る。) — 適 — 否
◎	◎	(5)	★張り車
◎	◎	(6)	ピット床 表5参照 該当するものを○で囲む。
◎	◎	(7)	かご非常止め装置 形式： <u>早ぎき式</u> ・ 次第ぎき式 ・ <u>スラックロープ式</u> 作動の状況 イ. 釣合いおもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式のものにあたっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認 イ〜ニのいずれか該当するものを○で囲む。
△	○	(8)	*かご下綱車 該当するものを○で囲む。
△	△	(9)	釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部
◎	◎	(10)	釣合おもり底部すき間 緩衝器形式 <u>ばね式</u> ・ <u>油入式</u> ・ 緩衝材 表6参照 巻胴式エレベーターは対象外 制御方式 <u>交流1(2)段制御</u> ・ <u>その他</u> 表7参照 mm 前回の定期検査時 (_____ mm)
◎	◎	(11)	移動ケーブル及び取付部
◎	◎	(12)	ピット内の耐震対策
×	○	(13)	駆動装置の主索保護カバー 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象
◎	◎	(14)	かごの枠
7 非常用エレベーター			
△	△	(1)	かご呼び戻し装置
△	△	(2)	一次消防運転
△	△	(3)	二次消防運転 二次消防運転時の速度 m/min
△	△	(4)	予備電源切替え回路
△	△	(5)	その他
8 上記以外の検査項目			
大臣認定等を受けている部分の検査について記入する。 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。			

番号	検査結果			担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正 既存不適格	
(18)*	—	—	—	
(19)	—	—	—	
(20)	—	—	—	
5 乗り場				
(1)	—	—	—	
(2)	—	—	—	
(3)	—	—	—	H14.06.01
(4)	—	—	—	
(5)	—	—	—	
6 ピット				
(1)	—	—	—	
(2)	—	—	—	
(3)	—	—	—	
(4)	—	—	—	
(5)★	—	—	—	
(6)	—	—	—	
(7)	—	—	—	
(8)*	—	—	—	
(9)	—	—	—	
(10)	—	—	—	
(11)	—	—	—	S56.06.01 H21.09.28
(12)	—	—	—	
(13)	—	—	—	
(14)	—	—	—	
7 非常用エレベーター				
(1)	—	—	—	
(2)	—	—	—	
(3)	—	—	—	
(4)	—	—	—	
(5)	—	—	—	
8 上記以外の検査項目				

5(3) 乗り場の戸の遮煙構造

(業務基準書2017年版 P302～304参照)

- ・第二面備考欄に認定番号と名称を記入する。
- ・検査者が、建物の防火区画等の構成状況を判断することは困難であることから、遮煙構造の要否の判断は行わず乗り場の戸に遮煙構造が施されている場合に確認すること。
- ・検査方法は、「遮煙性能を有するエレベーター乗り場戸の認定シール」の有無により、気密材の劣化状況を判断する。気密材がない時は項目を抹消する。気密材がある場合、停電時の戸閉機能、火災時の戸閉機能、戸開時間(戸の面積が3㎡以内のものに限る。)を確認する。

<参考> 機械室あり・機械室なし(駆動装置の上部/下部)にある項目の違い

番号・検査項目	機械室有	機械室なし	
		駆動装置上部	駆動装置下部
2(11)降下防止装置	(無)	(無)	(有)
4(5)頂部綱車	△	(無)	(有)
6(1)保守用停止用スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(2)底部安全距離確保スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(13)駆動装置の主索保護カバー	(無)	(無)	(有)

※ (無)の場合・・・番号・検査項目から担当検査者まで抹消する

※ (有)の場合・・・検査結果を判定する

※ △は装置が付いているものもある

※機械室なしエレベーター制御盤屏について

制御盤設置の関係

	例1	例2	例3
2(13) 制御盤屏	○ (有)	× (無)	× 干渉せず
5(5) 制御盤屏	× (無)	○ (有)	× (無)

記入例1 昇降路内に制御盤がある場合

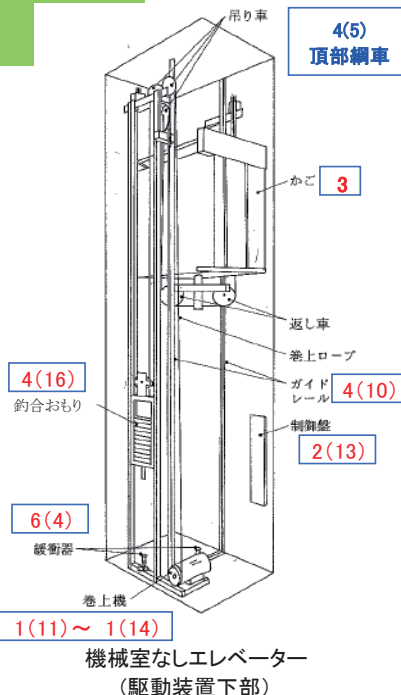
	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤屏	○			
5(5) 制御盤屏				

記入例2 三方枠に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤屏				
5(5) 制御盤屏	○			

記入例3 昇降路内にあつてはかご及び釣合おもりと干渉しない場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤屏				
5(5) 制御盤屏				



6(4) 緩衝器及び緩衝材

形式:かご側に「ばね式」、釣合おもり側に「油入式」が使われている場合等は両方に「○」をつける。

6(10) 釣合おもり底部すき間 (業務基準書2017年版 P315～316参照)

- ・前回検査時(初回検査の場合は初期値)の測定値を確認できない場合は、(—)と記入し、『要重点点検』の判定となる。
- ・次回の定期検査時までには要是正の基準に該当するおそれがある場合は、『要重点点検』の判定となる。
- ・ロープの取替えや調整により、前回測定値から大きく変化した場合は、第二面 8.備考欄 に記入する。

表6 かご、釣合おもりと緩衝器の距離

定格速度 m/min		最小距離 mm	
		かご、釣合おもり側	その他
ばね緩衝器 緩衝材	15を超え30以下	225	115
	30を超えるもの	300	150
油入緩衝器		すき間があること	

表7 緩衝器形式

定格速度	形式
60m/min 以下	ばね式 (油入式もある)
60m/min 超え	油入式

大臣認定を受けた緩衝器は、余白に形式を記入し、大臣認定番号は第二面備考欄に記入すること。(ゴムバッファ・緩衝器無し 等)

[特記事項] 記入例

※ 判定結果は基準書の判定基準に準じた内容であること

要是正の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(4)	救出装置 (要是正)	バッテリー切れのため制動装置等の作動が出来ない。		バッテリーの交換が必要です。	未定
2(3)	主索又は鎖 (要是正)	素線切れが平均的に分布しており、1構成より1ピッチ内に5本の素線切れがある。		主索の交換が必要です。	R3年8月

要重点点検の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(14)	ブレーキ (要重点点検)	パッドの厚さが要重点点検の基準値になっており重点的な点検が必要である。		ブレーキパッドの交換が必要です。	—
2(3)	主索又は鎖 (要重点点検)	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある。		主索の経過観察が必要です。	—

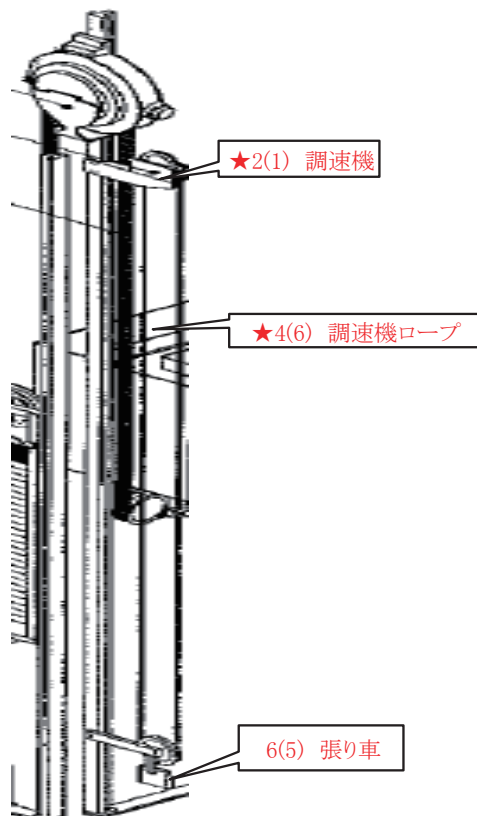
既存不適格事項の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(18)	駆動装置の耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> ロープガード等の状況 転倒及び移動を防止するための処置の状況 	<ul style="list-style-type: none"> a. ロープガード等なし又は寸法が基準を満たしていない b. 巻上機移動防止なし c. 電動発電機の移動防止なし d. 制御盤等の転倒防止措置なし e. マシンビームが(平25国告第1047号)に適合しない 	<ul style="list-style-type: none"> ロープガード等の取付け又は寸法が基準を満たすことを要望します。 巻上機、電動発電機の移動防止、制御盤等の転倒防止措置の改善を要望します。 マシンビームが(平25国告第1047号)に適合するように改善を要望します。 	—

*アルファベットは、(a b c …等)を必ず記入する(既存不適格事項は全て)

その他の記入例 検査項目ではないが、特記事項としてあげる場合の記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
その他	かご内の照明装置カバー	かご内の照明装置のカバーにひび割れが発生している。		かご内の照明装置のカバー取替えの検討をお願いします。	—

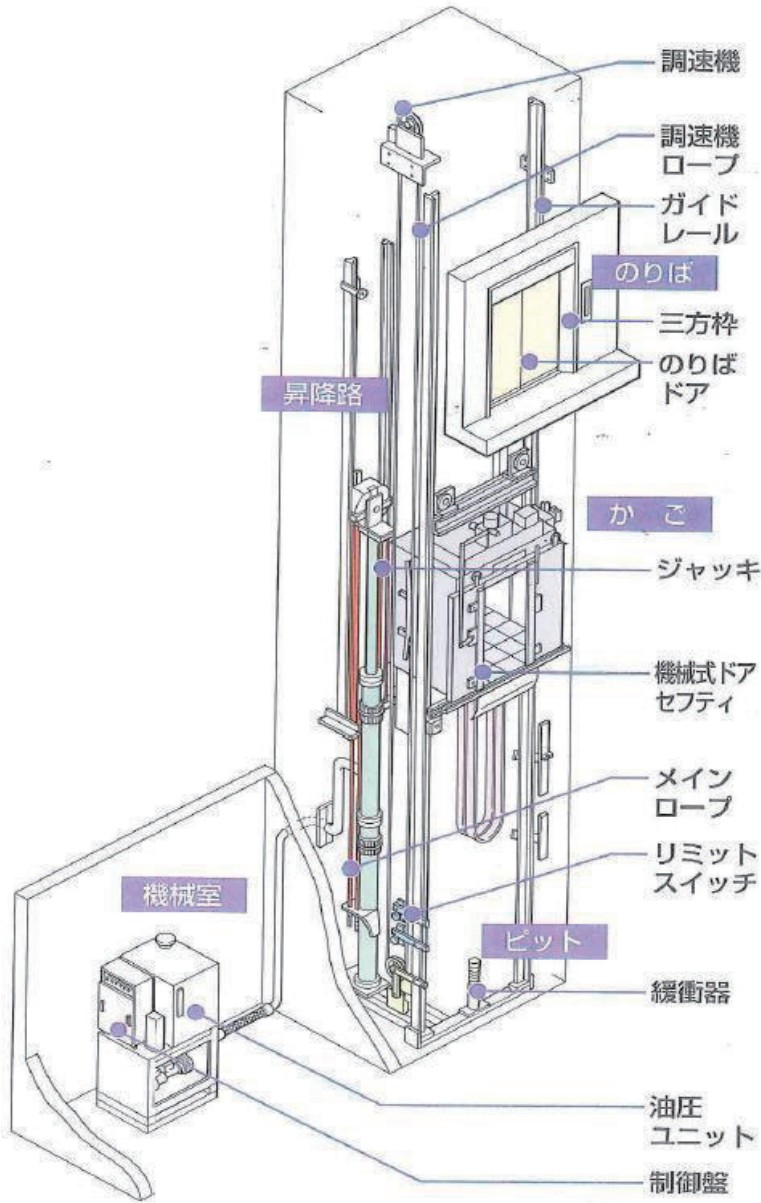


※左図参照

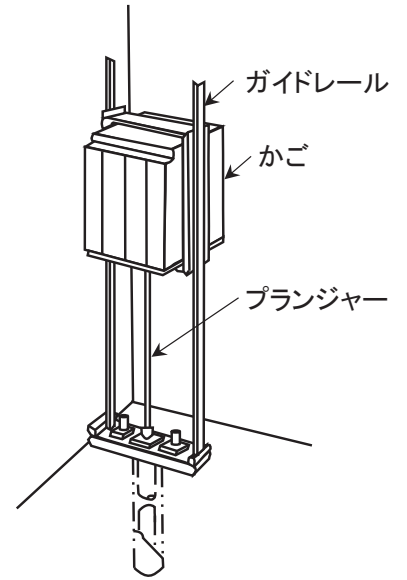
★ 2(1) かも側调速機	调速機がある機種では调速機ロープ及び張り車は必ず付いている。(调速機がピットにあっても同様)
★ 4(6) 调速機ロープ	
★ 6(5) 張り車	

油圧式エレベーター

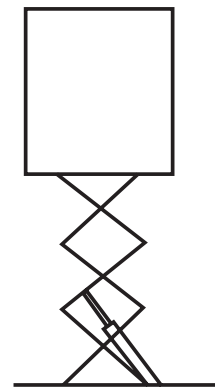
油圧式



間接式



直接式



パンタグラフ式

油圧エレベーター

検査結果表

[間接式、直接式]

(第1第1項第2号に規定する昇降機)

- ◎ 必ず該当あり
- 該当する場合が多い
- △ 該当しない場合が多い
- × 該当しない

		氏名
当該検査に関与した	代表となる検査者	
検査者	その他の検査者	

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるので、あくまでも目安とする。

直接式	間接式	番号	検査項目						
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)						
○	○	(1)	機械室への通路及び出入口の戸						
○	○	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等						
◎	◎	(3)	救出装置						
◎	◎	(4)	開閉器及び遮断器						
◎	◎	(5)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">接触器、継電器及び運転制御用基板</td> <td style="width: 50%;"> 電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () </td> <td style="width: 30%;"> 適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日 </td> </tr> </table>	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日							
◎	◎	(6)	ヒューズ						
◎	◎	(7)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">絶縁</td> <td style="width: 60%;"> 電動機の回路(300V以下・300V超) 該当する項目を○で囲む。 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 表1参照 制御器等の回路の150V以下の回路 </td> <td style="width: 30%;"> 100 MΩ 30 MΩ 30 MΩ </td> </tr> </table>	絶縁	電動機の回路(300V以下・300V超) 該当する項目を○で囲む。 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 表1参照 制御器等の回路の150V以下の回路	100 MΩ 30 MΩ 30 MΩ			
絶縁	電動機の回路(300V以下・300V超) 該当する項目を○で囲む。 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 表1参照 制御器等の回路の150V以下の回路	100 MΩ 30 MΩ 30 MΩ							
◎	◎	(8)	接地						
◎	◎	(9)	空転防止装置						
△	△	(10)	階床選択機						
◎	◎	(11)	電動機及びポンプ 150%以下						
◎	◎	(12)	圧力計						
◎	◎	(13)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">安全弁</td> <td style="width: 40%;"> 常用圧力銘板値 (3.25 Mpa) 作動圧力測定値 (4.12 Mpa) </td> <td style="width: 40%;"> 常用圧力の 126.8 % </td> </tr> </table>	安全弁	常用圧力銘板値 (3.25 Mpa) 作動圧力測定値 (4.12 Mpa)	常用圧力の 126.8 %			
安全弁	常用圧力銘板値 (3.25 Mpa) 作動圧力測定値 (4.12 Mpa)	常用圧力の 126.8 %							
◎	◎	(14)	逆止弁 安全弁 常用圧力銘板値 < 作動圧力測定値						
◎	◎	(15)	流量制御弁						
◎	◎	(16)	油タンク及び圧力配管						
◎	◎	(17)	作動油温度抑制装置						
◎	◎	(18)	ストップバルブ						
○	○	(19)	高圧ゴムホース						
◎	◎	(20)	駆動装置等の耐震対策						
		2	共通						
◎	◎	(1)	圧力配管 ← すべての個所が確認できないときは、特記事項に記載する						
×	○	(2)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">★かご側調速機</td> <td style="width: 50%;"> 過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) </td> <td style="width: 40%;">m/min</td> </tr> <tr> <td></td> <td>キャッチの作動速度 (定格速度の %) 表2参照</td> <td>m/min</td> </tr> </table>	★かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min		キャッチの作動速度 (定格速度の %) 表2参照	m/min
★かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min							
	キャッチの作動速度 (定格速度の %) 表2参照	m/min							

数字が入る箇所は規定値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

検査資格者番号
ではありません。

検査者番号

号機の番号を記入する
昇降機番号

番号	指摘 なし	検査結果		担当 検査者 番号
		要 重点 点検	要是正 既存 不適格	

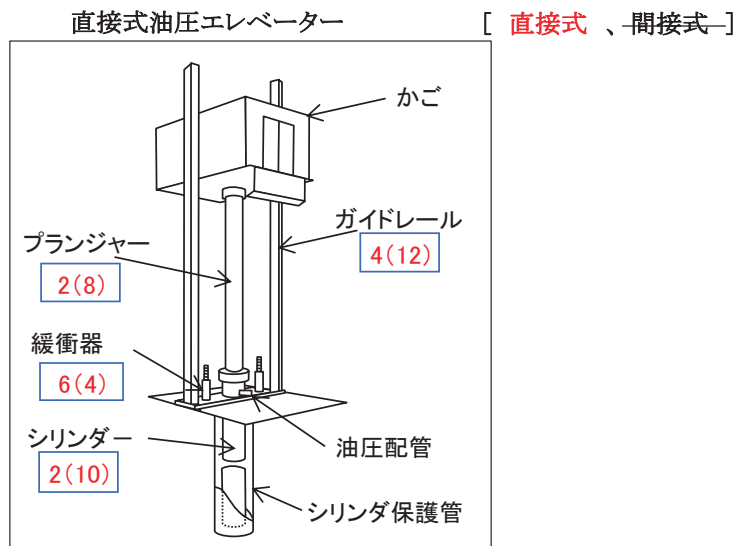
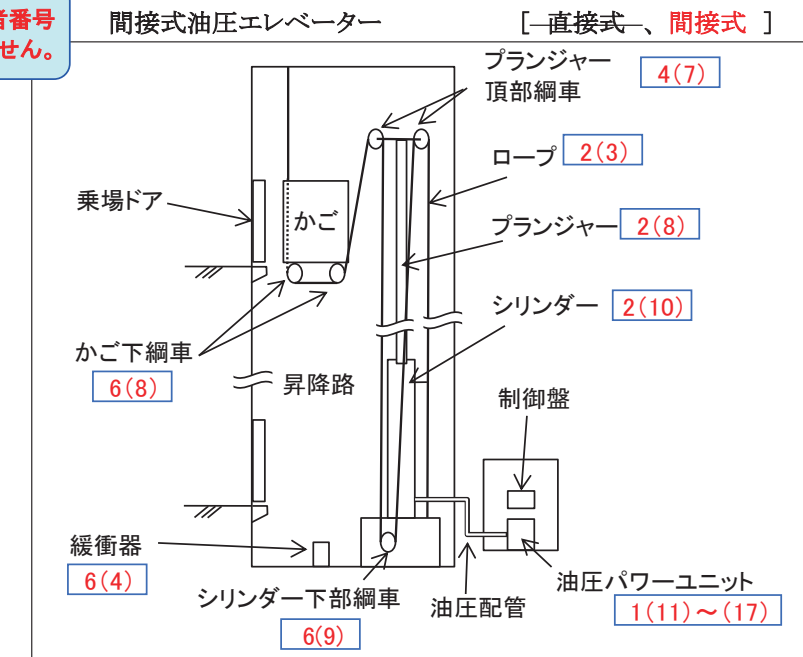
1	機械室			
(1)				S46.01.01
(2)				S46.01.01
(3)				H24.08.01
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				
(11)				
(12)				
(13)				
(14)				
(15)				
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				H26.04.01
(20)				S56.06.01 H21.09.28
2	共通			
(1)				H26.04.01
(2)				

S46.01.01
S46.01.01
H24.08.01

H26.04.01
S56.06.01
H21.09.28

H26.04.01

表1



1(7)絶縁 (業務基準書2017年版 P345参照)

回路の絶縁抵抗値は次のとおりであること

① 回路電圧が 300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上
② 回路電圧が 150Vを超え 300V以下	0.2MΩ 以上
③ 回路電圧が 150V以下のもの	0.1MΩ 以上

定格速度 2(2) かご側調速機 (業務基準書2017年版 P355~357参照)

表2

45m以下	過速スイッチの作動速度	(定格速度の — %)	63m/min以下
	キャッチの作動速度	(定格速度の — %)	過速スイッチと同様又は 68m/min以下
45m超	過速スイッチの作動速度	(定格速度の 130 %以下)	測定値 m/min
	キャッチの作動速度	(定格速度の 140 %以下)	測定値 m/min

直接式	間接式	番号	検査項目	
×	◎	(3)	主索又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 要是正=90%未満 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 要重点点検=92%未満 %
				素線切れ 最も摩耗した主索の番号 (素線切れなし) 表3参照 該当する素線切れ判定基準(ハ) 1よりピッチ内の素線切れ数 0本
				素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下 要是正=94%未満 要重点点検=96%未満を目安 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 0本
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) %
				谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 表4参照 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数
				該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ) 本
				主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()
				鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入) 伸び % 測定長さ(B) (mm) 基準長さ(A) (mm)
				鎖本数 (本数を記入) 本 要重点点検の鎖の番号() 要是正の鎖の番号() $\frac{B-A}{A} \times 100$
				×
×	◎	(5)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部	間接式に限る
×	◎	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	間接式に限る
○	○	(7)	はかり装置	既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る
◎	◎	(8)	ブランジャー	
◎	◎	(9)	ブランジャーストッパー	実測値は定格速度の125%以下であること。
◎	◎	(10)	シリンダー	
○	○	(11)	防火区画貫通部	
◎	◎	(12)	速度 定格速度(上昇) (m/min) 報告書二面と同じであること 定格速度(下降) (m/min)	上昇 m/min 下降 m/min
◎	◎	(13)	戸開走行保護装置	
◎	◎	(14)	地震時等管制運転装置	
△	△	(15)	降下防止装置 機械室なしに限る	
○	○	(16)	換気設備等 機械室なしに限る	
△	△	(17)	*制御盤扉 昇降路内に制御盤がある場合	
		3	かご室	
○	○	(1)	かご室の壁又は囲い、天井及び床	
○	○	(2)	かごの戸及び敷居 自動車用エレベーターにはない場合がある	
○	○	(3)	かごの戸のスイッチ 自動車用エレベーターにはない場合がある	
△	△	(4)	戸開き状態において作動する予圧装置	
◎	◎	(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合せ装置: 有・無)	組み合わせに注意 表5参照
○	○	(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	
△	△	(7)	車止め、光電装置等 かごの戸がない自動車用エレベーターに限る	
◎	◎	(8)	かご操作盤及び表示器 既存不適格→自動車用に限る	
◎	◎	(9)	外部への連絡装置	
◎	◎	(10)	かご内の停止スイッチ	
◎	◎	(11)	用途、積載量及び最大定員の標識	
◎	◎	(12)	かごの照明装置	
○	○	(13)	停電灯装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る	
○	○	(14)	かごの床先	

表3 ■素線切れがある場合の「該当する素線切れ判定基準」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせる。

例	素線切れの判定記号	判定結果の記号
(ハ) (1-イ) 等	1 素線切れが平均的に分布する場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
	2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
	3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
	4 谷部で素線切れが生じている場合	

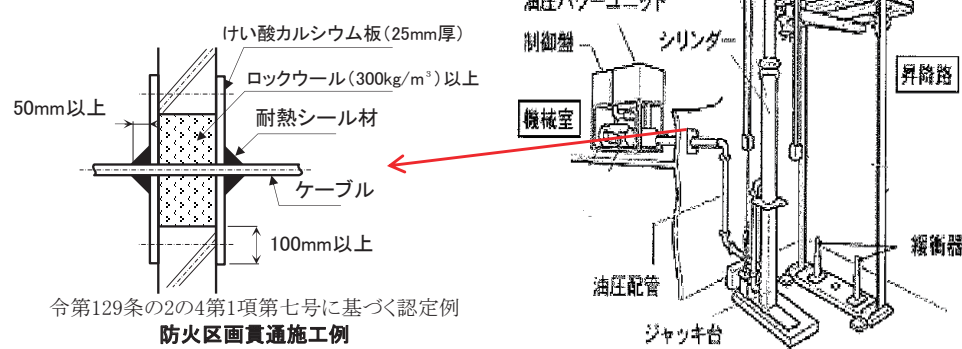
*主索に著しい損傷、変形(キンク・傷・よりの不整)が発生し異常音等がある場合は、『要是正』とすることから、判定基準欄は(損傷-イ)もしくは(変形-イ)と記入する。

表4 ■錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合の「該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせる。

例	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	判定結果の記号
(ハ) (1-イ) 等	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
	2 点状の腐食が多数生じている場合	
	3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
	4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	

番号	検査結果			担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正 既存不適格	
(1)				H26.04.01
(2)				
(3)				
(4)				H26.04.01
(5)				S57.12.01
(6)				S46.01.01
(7)				H26.04.01
(8)				
(9)				
(10)				H26.04.01
(11)				
(12)				
(13)				H21.09.28
(14)				H21.09.28
(15)				
(16)				
(17)				
3 かが室				
(1)				H22.09.28
(2)				H21.09.28
(3)				H22.09.28
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				H21.09.28
(9)				
(10)				
(11)				H21.09.28
(12)				S46.01.01
(13)				S56.06.01
(14)				H26.04.01

2(11) 防火区画貫通部
機械室から昇降路への油圧圧力配管が貫通する(天井・壁・床)部分



令第129条の2の4第1項第七号に基づく認定例
防火区画貫通施工例

表5

組合せは以下の4通り	1	2	3	4
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	有	有	無	無
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有・無)	有	有	有	有
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置(S60~)	有	有	有	無

●1の場合の記載方法(※全て指摘なしの時)	指摘なし
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	○
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有(○)無)	○
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	○

●4の場合の記載方法(※全て指摘なしの時)	指摘なし
3(4) 戸開き状態において作動する予圧装置	
3(5) 床合せ補正装置及び着床装置(必ず有) (戸開き状態において作動する再床合せ装置:有(○)無)	○
3(6) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	

直接式	間接式	番号	検査項目
		4	かご上
○	○	(1)	かご上の停止スイッチ
○	○	(2)	頂部安全距離確保スイッチ
×	◎	(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ
×	◎	(4)	ブランジャーリミットスイッチ
×	◎	(5)	ブランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間 測定値はmm mm
×	○	(6)	頂部綱車 表6参照
×	◎	(7)	ブランジャー頂部綱車及び鎖車 表3参照
×	◎	(8)	ブランジャーのガイドシュー等 2.5cm + $\frac{V^2}{706}$ 以上 V=定格速度
×	○	(9)	★調速機 ロープ
			径の状況 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) %
			素線切れ 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 表4参照 —— 70%超 — 70%以下
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし) % 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)
○	○	(10)	かごの非常救出口
◎	◎	(11)	かごのガイドシュー等
◎	◎	(12)	ガイドレール及びレールブラケット
◎	◎	(13)	施錠装置
◎	◎	(14)	昇降路における壁又は囲い
◎	◎	(15)	乗り場の戸及び敷居
◎	◎	(16)	昇降路内の耐震対策
◎	◎	(17)	移動ケーブル及び取付部
○	○	(18)	かごの戸の開閉機構
◎	◎	(19)	かごの枠
		5	乗り場
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器
◎	◎	(2)	非常解錠装置
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造 オープンタイプのエレベーター
△	△	(5)	屋上の昇降路の開口部の戸
△	△	(6)	屋上の柵及び警報装置 ヘリポート用エレベーターに限る
△	△	(7)	*制御盤扉 三方枠に制御盤がある場合
		6	ピット
△	△	(1)	保守用停止スイッチ 駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象
△	△	(2)	底部安全距離確保スイッチ 駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象
×	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ 該当する項目を○で囲む。
◎	◎	(4)	形式： ばね式 ○ 油入式 ・ 緩衝材
			劣化の状況 適 ・ 否
			作動の状況 (油入式のものに限る。) 適 ・ 否
		(5)	★張り車
◎	◎	(6)	ピット床

番号	検査結果				担当 検査 者番 号
	指摘 なし	要 重点 点検	要是正	既存 不適格	
4	かご上				
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)					
(6)					
(7)					
(8)					
(9)★					
(10)					S46.01.01 H21.09.28
(11)					
(12)					H21.09.28 H24.08.01
(13)					H24.06.07
(14)					
(15)					H21.09.28 H22.09.28
(16)					
(17)					S56.06.01 H21.09.28
(18)					
(19)					
5	乗り場				
(1)					
(2)					H14.06.01
(3)					
(4)					
(5)					
(6)					
(7)					
6	ピット				
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)★					
(6)					

4(5)プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間
(業務基準書2017年版 P383~384参照)

表6

間接式の場合の頂部すき間の基準値(例)	
上昇定格速度(m/min)	頂部すき間(cm)
30	約3.8以上
45	約5.4以上
60	約7.6以上

*測定はmm

※機械室なしエレベーター制御盤扉について

制御盤設置の関係			
	例1	例2	例3
2(17) 制御盤扉	○ (有)	× (無)	× 干渉せず
5(7) 制御盤扉	× (無)	○ (有)	× (無)

記入例1 昇降路内に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(17) 制御盤扉	○			
5(7) 制御盤扉				

記入例2 三方枠に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(17) 制御盤扉				
5(7) 制御盤扉	○			

記入例3 昇降路内にあつてかご及び釣合おもりと干渉しない場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(17) 制御盤扉				
5(7) 制御盤扉				

<参考>機械室有り・機械室なし・駆動装置の上部/下部にある項目の違い

番号・検査項目	機械室有	機械室なし	
		駆動装置上部	駆動装置下部
2(15)降下防止装置	(無)	(無)	(有)
4(6)頂部綱車	△	(無)	(有)
6(1)保守用停止用スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(2)底部安全距離確保スイッチ	(無)	(無)	(有)

- ※ (無)の場合・・・番号・検査項目から担当検査者まで抹消する
- ※ (有)の場合・・・検査結果を判定する
- ※ △は装置が付いているものもある

★ 2(1) かご側調速機	調速機がある機種では調速機ロープ及び張り車は必ず付いている。(調速機がピットにあつても同様)
★ 4(9) 調速機ロープ	
★ 6(5) 張り車	

直接式	間接式	番号	検査項目
×	○	(7)	かご非常止め装置 形式 <u>早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式</u>
×	○	(8)	かご下綱車
×	○	(9)	シリンダー下の綱車
◎	◎	(10)	移動ケーブル及び取付部
◎	◎	(11)	ピット内の耐震対策
◎	◎	(12)	かごの枠

該当する項目を○で囲む。

表7参照

7		上記以外の検査項目
大臣認定等を受けている部分の検査について記入する。 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。		

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。
また**既存不適格も記入する。**

要是正で改善予定がない場合は、**未定**と記入してください。

番号	検査結果			担当 検査 番号
	指摘 なし	要 重点 点検	要是正 既存 不適路	
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				
(11)				
(12)				
7	上記以外の検査項目			

S56.06.01
H21.09.28

6(7)かご非常止め装置 (業務基準書2017年版 P406参照)

表7

定格速度	形 式
45m以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある) 調速機がない場合はスラックロープ式
45m超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m/min以下はスラック式でも可)

エスカレーター



エスカレーター

検査結果表

(第1第1項第5号に規定する昇降機) (エスカレーター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号		検査結果		担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室					
(1)	機械室内の状況		—		—	
(2)	開閉器及び遮断器		—		—	
(3)	制御器 接触器、 継電器 及び運転 制御用 基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			—
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
(4)	ヒューズ	該当する項目を○で囲む。		—		—
(5)	絶縁	電動機の回路(300V以下<300V超)	MΩ			
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ	—		—
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ			
(6)	接地			—		—
(7)	電動機			—		—
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否			
		パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 mm 左 mm			
		プランジャストローク イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm			—
		非常停止時の階段停止距離測定 ($V^2/9 \leq$ 階段停止距離 ≤ 600 mm)	表1参照 mm			
(9)	減速機			—		—

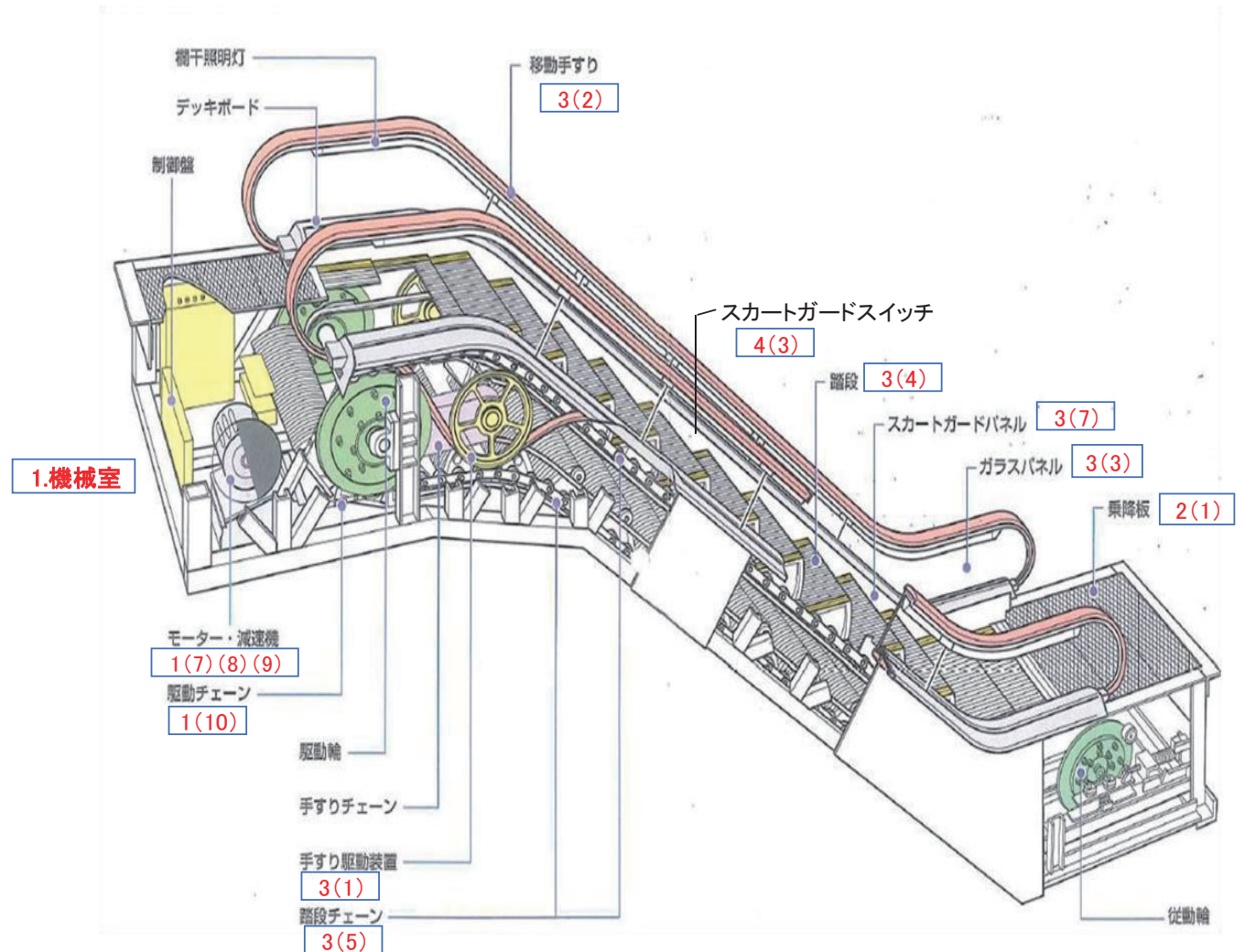
イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

V=定格速度

通常、使用されている速度での停止距離を記入する。
(多段速度式の場合、最も速い速度での停止距離を記入する。)

数字が入る箇所は規定値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

エスカレーターの構造



1(1) 機械室内の状況の判定基準 (業務基準書2017年版 P491参照)

- ①昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じている場合は『**要是正**』となる。
- ②機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損がある場合は『**要是正**』となる。

1(8)ブレーキ:非常停止時の階段停止距離測定

・踏段幅1.1mを超えないもの、
速度50m/minを超えないものの場合

・踏段幅が1.1mを超えるもの、
速度が50m/minを超える可変速式動く歩道等の場合

表1

定格速度と停止距離	
定格速度	停止距離の範囲(S)
15 m/min	25 ≤ S ≤ 600
27 m/min	81 ≤ S ≤ 600
30 m/min	100 ≤ S ≤ 600
40 m/min	178 ≤ S ≤ 600
45 m/min	225 ≤ S ≤ 600

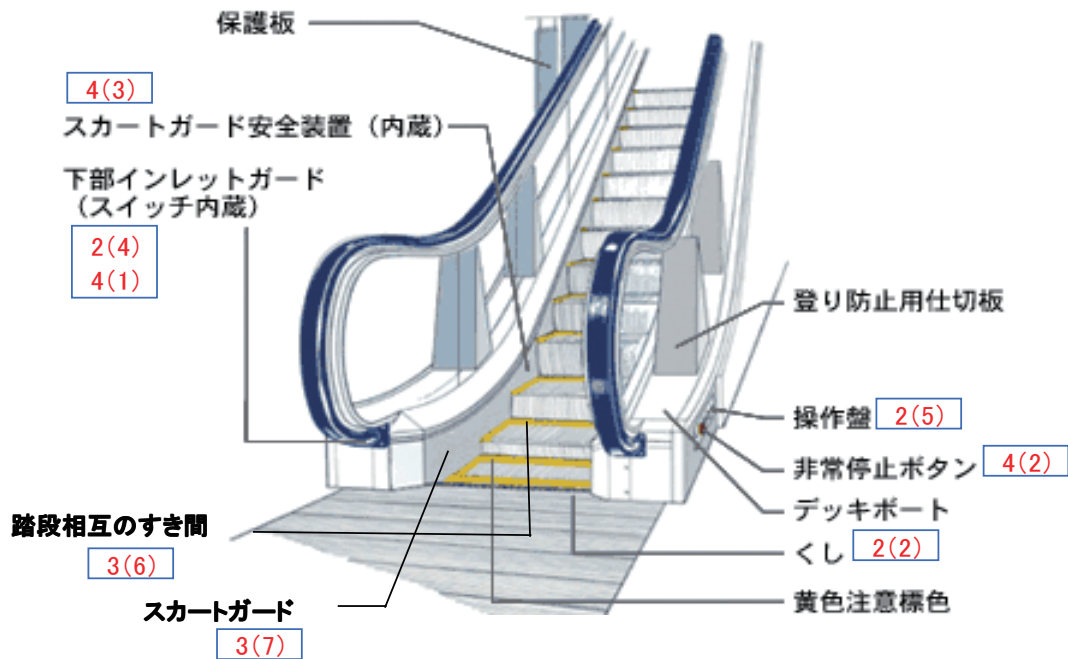
制動装置は国土交通大臣の認定を取得したものとし、
停止距離はその基準値とする。

番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既存 不適格	
(10)	駆動鎖の張りの状況 イ.製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) mm・% ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)				
	スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況				
	駆動鎖の伸び イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 要是正となる基準値				
	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) 二.歯面を目視により確認				
	給油の状況				
(11)	階段反転装置				
2	昇降口				
(1)	ランディングプレート				
(2)	くし板				
(3)	くし板及び階段のかみ合い				
(4)	インレットガード				
(5)	昇降起動スイッチ				
(6)	警報及び運転休止スイッチ				
(7)	速度 (定格速度: m/min)	上昇 m/min 下降 m/min			
3	中間部				
(1)	ハンドレール駆動装置				
(2)	ハンドレール				
(3)	内側板				
(4)	階段				
(5)	階段レール又はローラー				
(6)	階段鎖、ベルト又は 階段相互のすき間	階段鎖の給油の状況	適・否		H12.06.01
		ベルトの劣化の状況	適・否		
		階段相互のすき間	mm		H12.06.01
(7)	スカートガード 5mm以下				
4	安全装置				S56.06.01
(1)	インレットスイッチ				
(2)	非常停止ボタン				S56.06.01
(3)	スカートガードスイッチ				
(4)	階段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ				
(5)	階段浮上り検出装置				
(6)	駆動鎖切断時 停止装置	作動の状況	適・否		
		可動部の状況	適・否		
		設定の状況	適・否		
(7)	ハンドレール停止検出装置				

1(10)駆動鎖の判定基準

(業務基準書2017年版 P498～500参照)

	検査方法	判定基準	
		要是正	要重点点検
駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること	—
スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	—
駆動鎖の伸び	駆動鎖の伸びを測定する。	駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。	駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。 [構造上対象外] とは 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造等により、駆動鎖の交換時又は張力調整時に芯ずれが生じないことから、芯ずれの調整が不要なもの (業務基準書2017年版 P660～662 国住指第2606号 参照)	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	—



4(2) 非常停止ボタン	必須
4(4) 踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	
4(6) 駆動鎖切断時停止装置	

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
5	安全対策					H12.06.01
(1)	交差部固定保護板		—			
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		—			
(3)	落下物防止網		—			
(4)	踏段上直部の障害物		—			
(5)	交差部可動警告板		—			
(6)	踏段面注意標識		—		—	
(7)	登り防止用仕切板		—			
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置		—		—	
6	その他					
(1)	車いす搬送用踏段		—		—	
7	上記以外の検査項目					

5(1)交差部固定保護板が設置されている場合の
検査項目

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は、必ず記入する。
また**既存不適格**も記入する。

要是正で改善予定がない場合は、**未定**と記入してください。

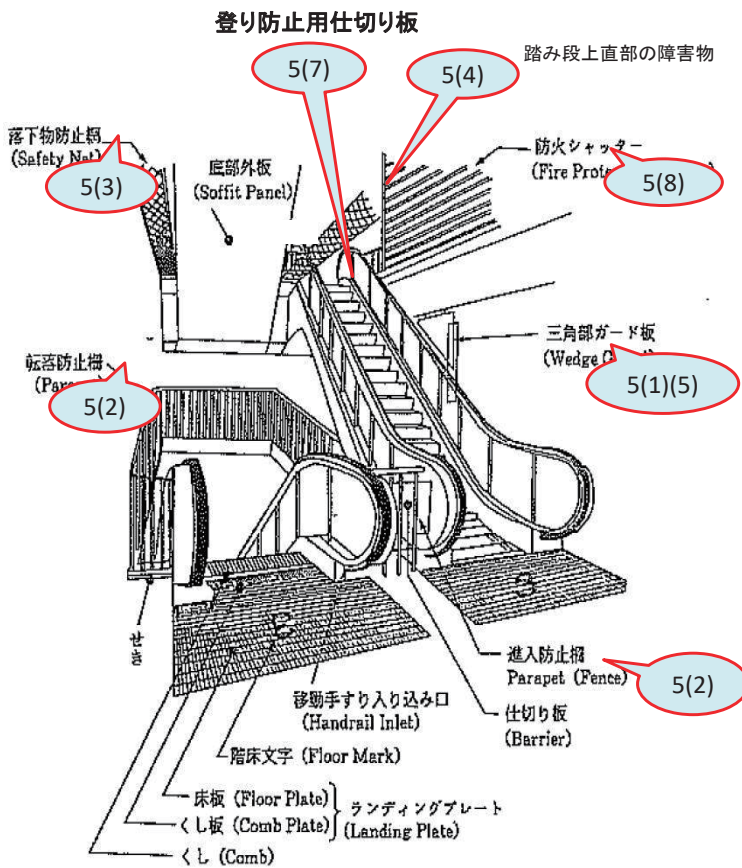


図 エスカレーターの建物側の安全施設

設置されているものに対する検査項目

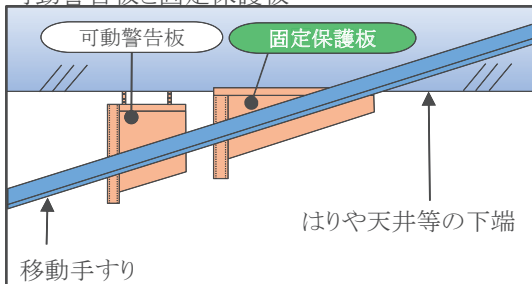
(業務基準書2017年版P510～520参照)

5.安全対策(設置事例)	
(1)	交差部固定保護板
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵
(3)	落下防止網
(4)	踏段上直部の障害物
(5)	交差部可動警告板
(6)	踏段面注意標識
(7)	登り防止用仕切板
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置

「注意」

上記安全対策項目中5-(2)(3)(4)(5)(7)で、寸法の不適合及び破損等何らかの不備がある場合は「**要是正**」となる。

可動警告板と固定保護板



「固定保護板」は、はりや天井に固定するため、左右に振れません。ご利用者のはさまれ事故を防止できる構造としております。
また、「可動警告板」の取り付けにより、ご利用者に三角部への接近を警告し、さらに安全性を向上します。

小荷物専用昇降機



フロータイプ



テーブルタイプ

検査結果表

(第1第1項第6号に規定する昇降機)

(小荷物専用昇降機)

【フロア / デープル】

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

該当するほうを○で囲む
OR
報告書第二面【8.備考欄】に区分(フロア/デープル)を記載

番号	検査項目	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	
1 機械室					
(1)	機械室への経路及び点検口の戸		—	—	
(2)	点検用コンセント	機械室に必ずなくても近くから確保出来ればよい			
(3)	開閉器及び遮断器		—	—	
(4)	制御器 接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年月日		
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準() ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年月日		
(5)	ヒューズ		—	—	
(6)	絶縁	電動機の回路(300V以下・300V超)	MΩ		
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ		
(7)	接地	該当しない項目は抹消線を引く。			
(8)	減速歯車		—	—	
(9)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ.製造者が指定する要是正となる基準値 基準値(mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値(mm)	mm		
		ハ.綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	適・否 適・否		
(10)	軸受		—	—	
(11)	巻上機 ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否		
		パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値(mm) 要是正となる基準値(mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値(mm) 要是正となる基準値(mm)	右 mm 左 mm		
		制動力	適・否		
(12)	そらせ車		—	—	
(13)	電動機		—	—	
(14)	主索の緩み検出装置	主に巻胴式の場合		—	
(15)	主索の巻過ぎ検出装置	巻胴式の場合		—	
(16)	速度 定格速度(m/min)	上昇	m/min		
		下降	m/min		

実測値は定格速度の125%以下であること。

「ハ」を選んだときのみ判定する。

定格速度で急制動をかけた時の主索の滑り距離が100mmを超える場合は『要是正』となる

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
2 かが室						
(1)	かが室の壁又は囲い、天井及び床		—		—	
(2)	積載量の標識		—		—	
(3)	搭乗禁止の標識		—		—	
(4)	かがの戸 ← 荷くずれ防止用の棒は対象外		—		—	
3 最上階出し入れ口						
(1)	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径(mm) 未摩耗直径(mm)		%			
	素線切れ 最も摩損した主索の番号 (素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準(ハ)	1よりピッチ内の 素線切れ数 0本				
	素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 本				
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (ありなし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号() 直径(mm) 未摩耗直径(mm)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0本				
	主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()					
(2)	主索の張り		—		—	
(3)	主索の取付部		—		—	
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(5)	かがのガイドシュー等		—		—	
(6)	かが吊り車 付いていれば5(5)釣合おもりの吊り車もあり		—		—	
4 各階出し入れ口						
(1)	昇降路における壁又は囲い		—			H24.06.07
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—			H21.09.28
(3)	操作ボタン及び信号装置		—		—	
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—		—	
(5)	ドアスイッチ		—		—	
(6)	ドアロック フロアタイプに限る					H12.06.01
(7)	戸開放防止警報装置		—		—	
(8)	二方向同時開放警告装置 同一階に2方向扉がある場合		—		—	
(9)	積載量の標識		—		—	
(10)	搭乗禁止の標識		—		—	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
5 最下階出し入れ口						
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(2)	ピット床		—		—	
(3)	釣合おもり底部すき間		—		—	
(4)	釣合おもりの各部		—		—	
(5)	釣合おもりの吊り車		—		—	
(6)	移動ケーブル及び取付部 かがの戸がない場合でもかが内照明灯等のケーブルがあれば対象		—		—	
(7)	かが非常止め装置		—		—	
(8)	釣合おもり非常止め装置		—		—	
6 上記以外の検査項目						
(11)	ブランジャーストローク ※業務基準書2017年版 P532参照	製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm	○		
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

要是正=90%未満
要重点点検=92%未満

要是正=94%未満
要重点点検=96%未満を目安

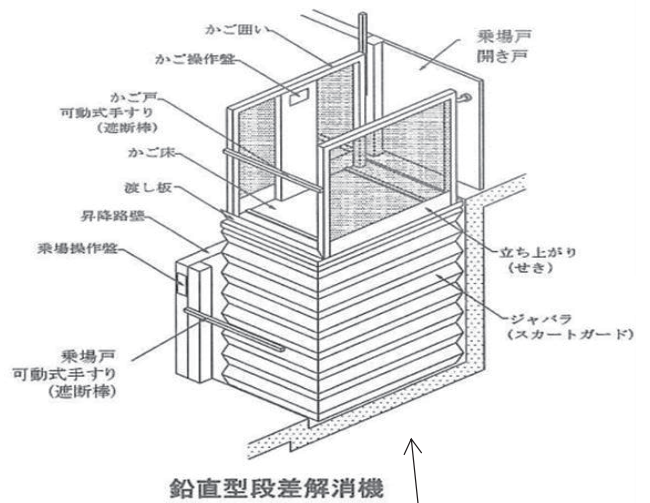
段差解消機

「段差解消機」とは

車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程4m以下のもの（鉛直型段差解消機）又は階段及び斜行路に沿って昇降するもの（斜行型段差解消機）



鉛直型段差解消機

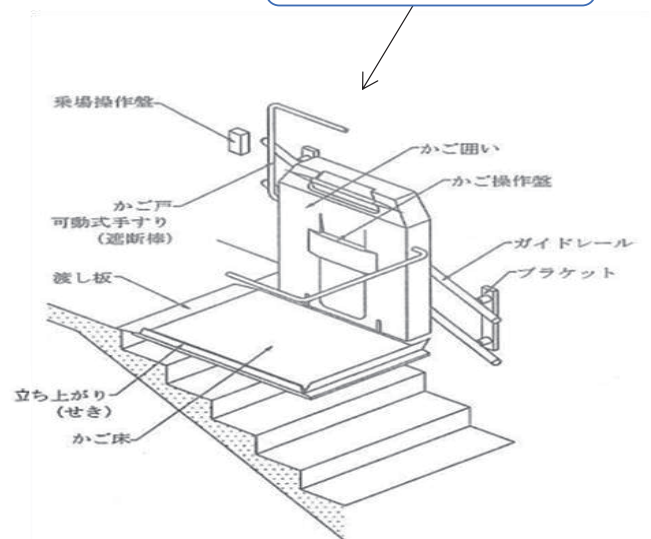


鉛直型段差解消機

写真の図面ではありません。
※参考図です。



斜行型段差解消機



斜行型段差解消機

検査結果表

(第1第1項第3号に規定する昇降機)

(段差解消機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正 既存不適格	
1	駆動装置(油圧式以外) 駆動装置が油圧式の場合は抹消のこと。				
(1)	電動機		—		
(2)	減速機		—		
(3)	ブレーキ 制動力 イ かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重() kg mm 定格速度() m/min ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値() mm		—		
(4)	駆動方式 ロープ式・巻胴式 主索 イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。	径の状況 最も摩耗した主索の番号() 直径() mm 未摩耗直径() mm			
		素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準() 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分(あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号() 直径() mm 未摩耗直径() mm 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本		
		主索本数()本 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()			
	駆動方式で該当しない項目は抹消すること				
	チェーンラックピニオン式 チェーンラックピニオン式 チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ(B mm) 基準長さ(A mm) 鎖の摩耗 測定長さ(B mm) 基準長さ(A mm)	伸び % 伸び %		
2	駆動装置(油圧式) 駆動装置が油圧式以外の場合は抹消すること。				
(1)	空転防止装置		—		
(2)	油圧パワーユニット	油圧パワーユニットの取付けの状況			
(3)		電動機及びポンプ			
(4)		圧力計			
(5)		安全弁 銘板値(安全弁の作動圧力 MPa) 常用圧力 MPa 測定値(安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の %		
(6)		逆止弁			
(7)		流量制御弁			
(8)		油タンク及び圧力配管			
(9)		作動油温度制御装置			

要是正=90%未満
要重点点検=92%未満

S34.01.01
S57.12.01
H26.04.01

要是正=94%未満
要重点点検=96%未満を目安

要是正 = 1.5 %以上

$$\frac{B-A}{A} \times 100$$

作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率150%以下

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

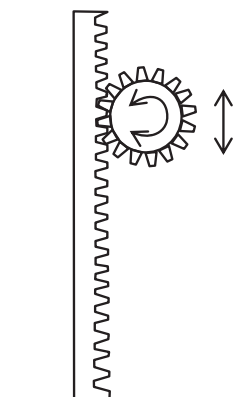
番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
(10)	ストップバルブ		—			H26.04.01	
(11)	高圧ゴムホース					H26.04.01	
(12)	圧力配管		—			H26.04.01	
(13)	パンタグラフ式(下枠及びアーム)		—			H26.04.01	
(14)	ブランジャー		—			H26.04.01	
(15)	ブランジャーストッパー		—			H26.04.01	
(16)	シリンダー		—			H26.04.01	
(17)	主索又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号() 直径(mm) 未摩耗直径(mm)		%			H26.04.01
		素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準() 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数	本			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号() 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()	1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数	本			要是正=94%未満 要重点点検=96%未満を目安
			1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数	本			
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()					
		鎖	摩耗:最も摩耗した鎖の番号() 測定長さ(B)(mm) 基準長さ(A)(mm)	伸び	%		
	鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号() 要是正の鎖の番号()	$\frac{B-A}{A} \times 100$					
(18)	主索又は鎖の伸び		—				
(19)	主索又は鎖の張り		—				
(20)	主索又は鎖の取付部		—			H26.04.01	
(21)	主索又は鎖の緩み検出装置		—			S34.01.01 S57.12.01	
3 共通							
(1)	救出装置		—				
(2)	開閉器及び遮断器		—				
(3)	接触器、継電器及び運転制御用基板						
(4)	ヒューズ		—				
(5)	制御器	絶縁	電動機の回路(300V以下・300V超)	MΩ			
			制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ			
			制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
			制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ			
(6)	接地		—			S56.06.01 H21.09.28	
(7)	耐震対策		—				
(8)	速度 定格速度 (m/min) → 報告書二面と同じであること	上昇 下降	m/min m/min				
4 かご室							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床		—			H21.09.28	
(2)	かごの戸又は可動式の手すり		—			H21.09.28	
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ		—			H30.04.01	
(4)	かご操作盤及び表示器		—				
(5)	リモートコントロールスイッチ		—				
(6)	外部への連絡装置		—				

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(7)	非常停止スイッチ		—			H30.04.01
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識		—			H30.04.01
(9)	車止め		—			
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離		—			H21.09.28
(11)	かご非常止め装置 形式：速度検出式・緩み検出式		—			H26.04.01
(12)	かごのガイドシュー等		—			
(13)	かごの折りたたみ機構		—			
(14)	かごの着脱機構		—			
(15)	運転キー		—			
5 乗り場及び昇降路						
(1)	乗り場の操作盤		—			H30.04.01
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ		—			
(3)	ドアロック		—			
(4)	非常停止スイッチ		—			H21.09.28
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり		—			
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ		—			
(7)	移動ケーブル及びトロリー		—			H21.09.28
(8)	昇降路側壁等の囲い		—			
(9)	ガイドレール及びレールブラケット		—			H26.04.01
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー		—			
(11)	障害物検出装置		—			
(12)	折りたたみレール		—			
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
1(4)	スクリーナット式	指摘なし				

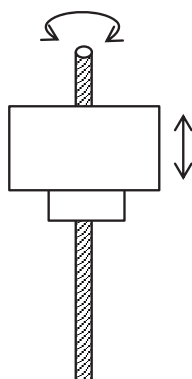
検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。また既存不適格も記入する。

要是正で改善予定がない場合は、未定と記入してください。

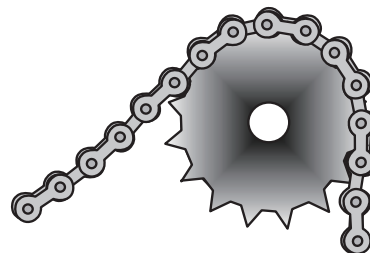
ラックピニオン式



スクリーナット式



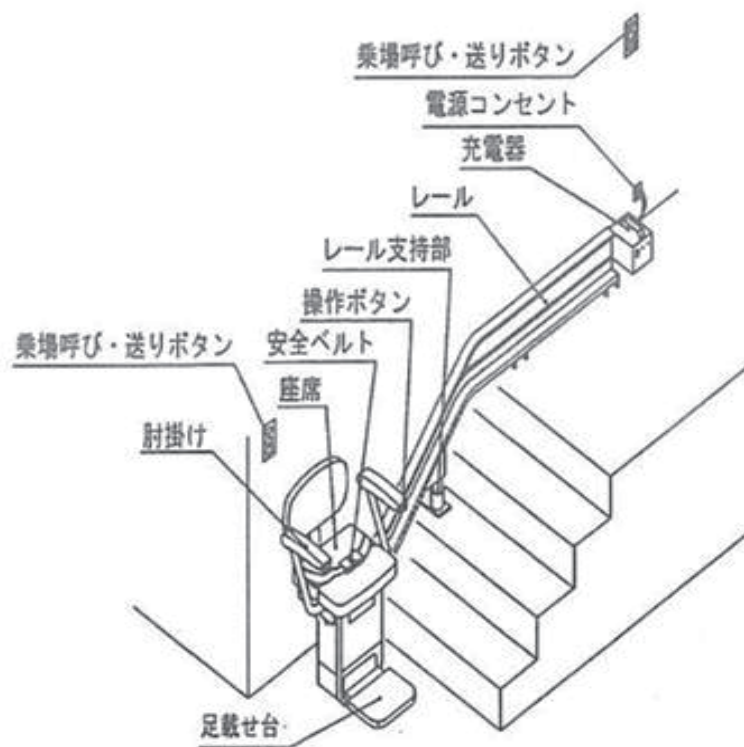
チェーン/スプロケット



いす式階段昇降機

「いす式階段昇降機」とは

階段及び昇降路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、
定格速度が9m以下のもの



いす式階段昇降機

写真の図面ではありません。
※参考図です。

検査結果表

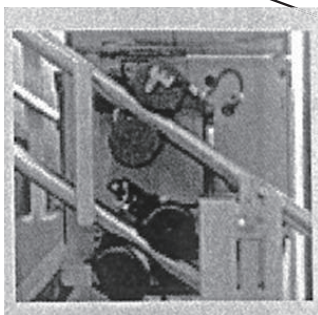
(第1第1項第4号に規定する昇降機) (いす式階段昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正			
				既存不適格			
1 駆動装置							
(1)	開閉器及び遮断器		—				
(2)	接触器、継電器及び運転制御用基板		—				
(3)	ヒューズ		—				
(4)	制御器 絶縁	電動機の回路(300V以下・300V超)	MΩ				
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ	—			
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ				
(5)	接地		—				
(6)	電動機		—				
(7)	減速機		—				
(8)	ブレーキ イ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。	制動力 イ. いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重(kg) 定格速度(m/min) ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値(mm)	mm		—		
		摩擦式(駆動ローラー) 右図参照 ラックピニオン式				H26.04.01	
(9)	駆動方式 駆動方式で該当しない項目は抹消すること。	チェーンプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ(B mm) 基準長さ(A mm)	伸び %			
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ(B mm) 基準長さ(A mm)	伸び %	$\frac{B-A}{A} \times 100$	S34.01.01 S57.12.01	
(10)	鎖の緩み検出装置			—			
(11)	駆動装置等のカバー			—			
(12)	かご非常止め装置 形式: 速度検出式 ・ 緩み検出式			—		H26.04.01	
(13)	かごのガイドシュー等			—			
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ			—			
(15)	充電池			—		S56.06.01 H21.09.28	
(16)	駆動装置等の耐震対策			—			
(17)	速度 定格速度(m/min) → 実測値は定格速度の125%以下であること 報告書二面と同じであること	上昇	m/min				
		下降	m/min		—		

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既存不 適格	
2	いす関係				
(1)	いす部		—		H21.09.28
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー		—		
(3)	いすの回転装置		—		
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識		—		
(5)	障害物検出装置		—		
(6)	運転キー		—		
(7)	安全ベルト		—		
(8)	いすの折りたたみ機構		—		
3	乗り場及び階段				
(1)	乗り場の押しボタン等		—		
(2)	リモートコントロールスイッチ		—		
(3)	ガイドレール及びレールブラケット		—		H26.04.01
(4)	折りたたみレール		—		
(5)	移動ケーブル及びトロリー		—		
(6)	充電装置		—		S56.06.01 H21.09.28
(7)	耐震対策		—		
4	その他				
特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月



摩擦式(駆動ローラー)

検査項目の判定結果で 要是正・
要重点点検は必ず記入する。
また 既存不適格も記入する。

要是正で改善予定がない場合は未
定と記入してください。

特殊な構造を有するエレベーターの検査結果表の記入例

特殊な構造を有する部分の検査については、「上記以外の検査項目」欄に記入してください。

① 可変速方式エレベーター 抹消項目

別記第一号(主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表) から抜粋

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(19)	速度 定格速度(60 m/min)					
		上昇 60 m/min				
		下降 60 m/min				
2	共通					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	m/min			

定格速度(60)モード時の測定値を記入する。

抹消線を引く。

② 特殊な可変速方式エレベーター 抹消項目(三菱製スーパー可変速)

別記第一号(主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表) から抜粋

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(19)	速度 定格速度(m/min)	上昇 m/min				
		下降 m/min				
2	共通					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	m/min			

抹消線を引く。

③ 主索に平形ロープを使用しているエレベーター 抹消項目(オーチス製)

別記第一号(主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表) から抜粋

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正			
2	共通						
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号()	%			
			直径(mm) 未摩耗直径(mm)				
			素線切れ	1よりピッチ内の素線切れ数 本			
			最も摩損した主索の番号()	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本			
			該当する素線切れ判定基準()				
		素線切れが生じた部分の断面積の割合	70%超 ・70%以下				
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分(あり・なし)	%				
		谷部が赤錆色に見える主索の番号()	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本				
		直径(mm) 未摩耗直径(mm)					
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()					
主索本数(本)							
要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()							
鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号()	伸び %					
	測定長さ(mm) 基準長さ(mm)						
	鎖本数(本)						
		要重点点検の鎖の番号() 要是正の鎖の番号()					

④ リニア式エレベーター 抹消項目(オーチス製)

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(3)	機械室床の貫通部					
(10)	階床選択機					
(11)	減速歯車					
(12)	綱車又は巻胴					
(13)	軸受					
(16)	電動機					
(17)	電動発電機					
1(15)	そらせ車					
4(5)	頂部綱車					

抹消線を引く。

「頂部そらせ車」があるためどちらかが対象

特殊な構造を有するエレベーターの検査結果表の記入例

① 可変速方式エレベーター 追加項目

別記第一号(主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表) から抜粋

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
8	上記以外の検査項目					
(1)	2(1) かが側調速機 過速スイッチの作動速度 112 m/min (最大速度 90 m/minの 124 %) キャッチの作動速度 120 m/min					
(2)	2(2)釣合おもり側調速機 キャッチの作動速度 125 m/min (かが側キャッチの作動速度の 104 %)					
(3)	電子化終端階強制減速装置					

定格速度 60 m/min、中間負荷定格速度 90 m/minの場合の記入例

② 特殊な可変速方式エレベーター 追加項目(三菱製スーパー可変速)

別記第一号(主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表) から抜粋

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
8	上記以外の検査項目					
(1)	1(19) 速度 定格速度(60 m/min) 上昇 75 m/min 下降 72 m/min					
(2)	2(1) かが側調速機 過速スイッチの作動速度 130 m/min (最大速度 105 m/minの 124 %) キャッチの作動速度 140 m/min					
(3)	2(2)釣合おもり側調速機 キャッチの作動速度 146 m/min (かが側キャッチの作動速度の 104 %)					
(4)	電子化終端階強制減速装置					

定格速度 60 m/min、中間負荷定格速度 105 m/minの場合の記入例

③ 主索に平形ロープを使用しているエレベーター 追加項目(オーチス製) [RBI(Blve)青]

別記第一号(主索又は鎖で吊るエレベーターの検査結果表) から抜粋

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
8	上記以外の検査項目					
	平形ロープ					
	MFL RBI共通					
	□ 300(厚さ)×30.00(幅)mm()本					
	□ 300(厚さ)×60.00(幅)mm()本					
	要重点点検ロープNo.()、要是正ロープNo.()					
	平形ロープ					
	□ MFL使用 DI値()					
	□ RBI使用 点減回数()					
	外観の状態					
	コードが外部より見える又は露出した状態					
	ウレタンジャケットに恒久的な変形がある					

MFL使用の場合

RBI使用の場合

いずれかを選択し、レでチェックする。

* [RBI(Blak)黒]の記入方法等は製造会社に確認のこと。

MFL RBI共通

④ リニア式エレベーター 追加項目(オーチス製)

番号	検査項目	検査結果			既存不適格	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正		
8	上記以外の検査項目					
(1)	上部二次側固定子取り付け部					
(2)	二次側固定子					
(3)	リニアモーター					
(4)	リニアモーターガイドローラー					
(5)	可動・固定子間隔異常検出					
(6)	下部二次側固定子取付部					

別添様式1 「ロープ」撮影例

1. 錆がない場合

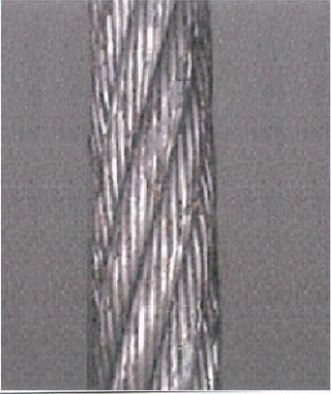
【推奨例1】・「最も摩耗若しくは摩損が進んだ部分の主索」を撮影する。

別添1様式

主索、鎖及びブレーキパッドの写真(A4)

【機械室なし】

昇降機番号 1

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果						
	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし						
	特記事項						
	撮影日 平成25年7月8日 現場名 いろはビル 場所 曲げ回数が多い箇所						
<table border="1"> <tr> <td>現場名</td> <td>いろはビル</td> </tr> <tr> <td>撮影場所</td> <td>曲げ回数が多い箇所</td> </tr> <tr> <td>撮影日</td> <td>H25.7.8</td> </tr> </table>	現場名	いろはビル	撮影場所	曲げ回数が多い箇所	撮影日	H25.7.8	
現場名	いろはビル						
撮影場所	曲げ回数が多い箇所						
撮影日	H25.7.8						



【推奨例2】 ・【推奨例1】のように上手く撮影出来ない場合の代案

別添1様式

主索、鎖及びブレーキパッドの写真(A4)

【機械室なし】

昇降機番号 1

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果
	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
	特記事項
	撮影日 平成25年7月8日 現場名 いろはビル 場所 曲げ回数が多い箇所
	

2. 錆がある場合

【推奨例3】

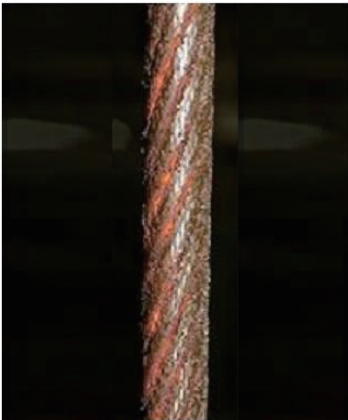
◎別添1様式 の「錆」版 を一部追加

別添1様式

主索、鎖及びブレーキパッドの写真(A4)

【機械室なし】

昇降機番号 1

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果 <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし						
 <table border="1" data-bbox="359 1093 708 1193"> <tr> <td>現場名</td> <td>いろはビル</td> </tr> <tr> <td>撮影場所</td> <td>5階床+500mm位置 かご上天井1400mmあたり</td> </tr> <tr> <td>撮影日</td> <td>H25.7.8</td> </tr> </table>	現場名	いろはビル	撮影場所	5階床+500mm位置 かご上天井1400mmあたり	撮影日	H25.7.8	特記事項 撮影日 平成25年7月8日 現場名 いろはビル 場所 5階床+500mm位置 かご上天井1400mm
現場名	いろはビル						
撮影場所	5階床+500mm位置 かご上天井1400mmあたり						
撮影日	H25.7.8						

※ 谷部に赤錆有り の例

②別添1様式 (【推奨例2】) の方式でも良い

【注1】 錆がある場合の特例

「錆のある部分」と「最も摩耗若しくは摩損が進んだ部分」が同一部位の場合、[錆のある部分]の写真のみを添付すれば良い(別添1様式は1部)

(1) 谷部に赤錆有りの場合の、撮影場所の記載例

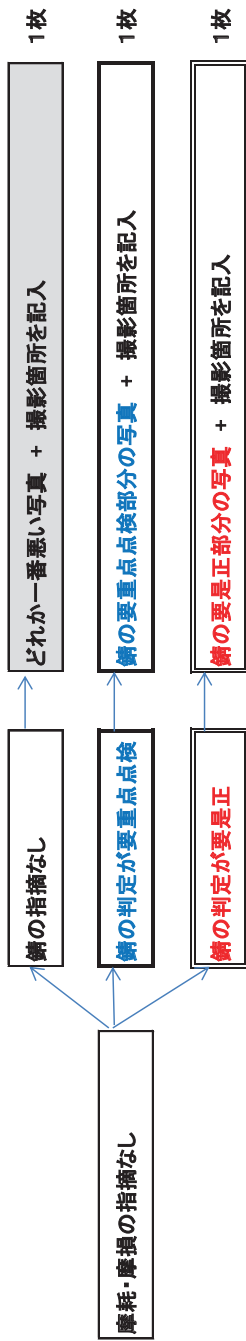
- ① 最も錆びている場所の「かご位置」を基準とする。
- ② 測定位置を、《かご上天井 あるいは ピット床》 等で示す。

3. 写真撮影・添付のポイント

- ① 撮影にあたっては、現場名、点検日及び撮影箇所等の表示を入れて撮影し、撮影場所等を明確にしておくこと。
- ② 「最も摩耗若しくは摩損が進んだ部分の主索」の写真を添付すること。
- ③ 特記事項への必要事項の記載は、漏らさないよう注意すること。

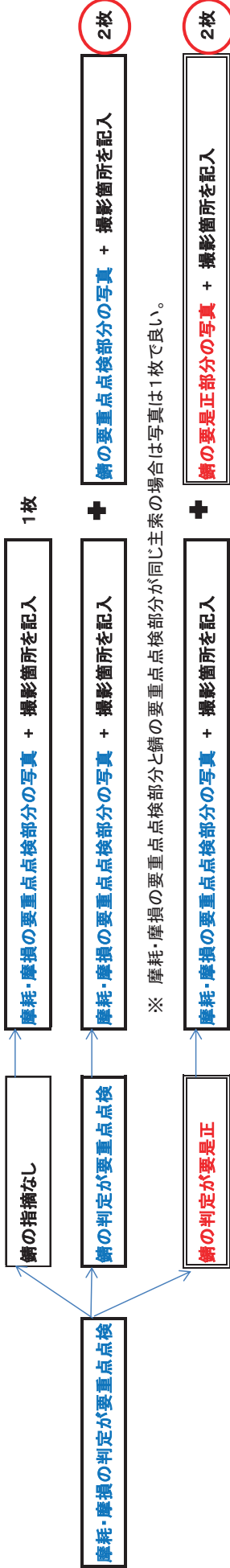
別添1様式の写真添付についての考え方

別添1(1枚目)



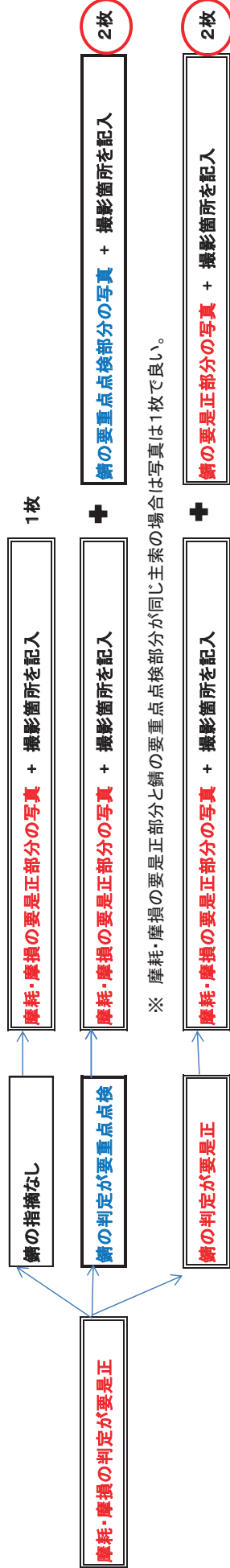
別添1(2枚目)

主索の写真については別添2様式は使用しない(別添2様式は主索とブレーキ以外に指摘がある場合使用することとなっている)



※ 摩耗・摩損の要重点点検部分と錆の要重点点検部分が同じ主索の場合は写真は1枚で良い。

※ 摩耗・摩損の要重点点検部分と錆の要正部分が同じ主索の場合は写真は1枚で良い。



※ 摩耗・摩損の要正部分と錆の要重点点検部分が同じ主索の場合は写真は1枚で良い。

- 注意事項 1) 別添1様式 主索の写真の特記事項には 必ず添付した写真の箇所を記載すること。
- 注意事項 2) 別添1様式 主索の写真の撮影にあたっては、現場名、点検日及び撮影箇所等の表示を入れて撮影し、場所等を明確にして撮影すること。

定期検査報告に基づく既存不適格事項に関するお知らせ

埼玉県都市整備部建築安全課

日頃より昇降機の適切な維持管理に努めていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴所有・管理の昇降機の各種安全装置のうち下表に列記した項目については、現行の建築基準法施行令、建設省告示若しくは国土交通省告示に適合していない部分（いわゆる既存不適格）となっています。

これは、当該規定の施行以前にすでに設置されていたため、法的には適用を強制されるものではありませんが、多数の方が毎日利用される昇降機ですので、大地震や不測の事態に備え安全性をより一層高めて頂くことが望ましいことは、いうまでもありません。

平常時の安全対策及び地震時の耐震対策のため現行基準に合うように改善の検討をお願いします。

建築名称：	台帳番号： L-01-
所在地：	用途： 乗用
機種： ロ-7°式エレベーター	1号機

検査結果表No.	1(18)	2(5)	2(9)	2(10)	4(14)	4(16)	6(12)											
既存不適格事項	a b d e	a	a	a b c d	a b d	a	b c											

※各項目の詳細は、裏面をご参照ください。

[参考] 埼玉県内特定行政庁一覧表

行政庁名	担当課	行政庁名	担当課
埼玉県	建築安全課	草加市	建築安全課
さいたま市	建築行政課	春日部市	建築課
川口市	建築安全課	狭山市	建築審査課
川越市	建築指導課	新座市	建築審査課
所沢市	建築指導課	熊谷市	建築審査課
越谷市	建築住宅課	久喜市	建築審査課
上尾市	建築安全課		

検査結果表No.欄に示す番号は、ロープ式エレベーター（*印は油圧式エレベーター）の番号を示しています。

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 (既存不適格事項)	改善策の具体的内容等 (改善する場合の対応)	根拠法令 (施行年月日)
1(1) *1(1)	■機械室への通路及び 出入り口戸 (階段の状況、戸の設置及び 施錠の状況)	a 階段の構造 b 戸の施錠 c 通路及び戸の構造	■階段のけあげは23cm以下、踏面は15 cm以上に改善、 手すりの取付けを要望します。 ■通路及び出入り口の幅70cm以上、高さ1.8m以上に 改善、鋼製の施錠付戸に改善を要望します。	令第129条の9第四号 令第129条の9第五号 (昭和46年1月1日)
1(2) *1(2)	■機械室内の状況並びに 照明設備及び換気設備等 (照明装置、開口部又は換気設備の設 置及び換気の状況)	b 換気設備	■換気上有効な開口部又は換気設備の取付けを要望 します。	令第129条の9第三号 (昭和46年1月1日)
1(4) *1(3)	■救出装置 (手巻きハンドル……設置の状況)	a ブレーキ手動開放ワイヤーが、 固定されていない	■ブレーキ手動開放ワイヤーの固定を要望します。	平12年国告第1413号第1 第一号、第三号ト (平成24年8月1日)
1(18) *1(20)	■駆動装置等の耐震対策 (ロープガード等の状況、転倒及び 移動を防止するための処置の状況)	a ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない b 駆動装置の転倒移動防止なし (油圧駆動装置含む) c 電動発電機の転倒移動防止なし d 制御盤等の転倒移動防止なし e マシンビームが(平25国告 第1047号に)適合しない	■ロープガード等の取付 又は 寸法が基準を満たす ことを要望します。 ■駆動装置、電動発電機、制御盤等の転倒移動防止 措置の改善を要望します。 ■マシンビームが(平25国告第1047号に) 適合するように改善を要望します。	令第129条の4第3項第四号 (昭和56年6月1日) 令第129条の8第1項 平21国告703号 平20国告1498号 (平成21年9月28日) 平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
*1(19)	■高圧ゴムホース (高圧ゴムホース)	a 高圧ゴムホースが(平25国告 第1047号に)適合しない	■高圧ゴムホースが(平25国告第1047号に) 適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
*2(1)	■圧力配管 (取付け状況)	a 圧力配管が(平25国告 第1047号に)適合しない	■圧力配管が(平25国告第1047号に)適合するよう に改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(3) *2(3)	■主索又は鎖 (主索の径の状況、鎖の摩耗状況)	a 主索(鎖)が(平25国告 第1047号に)適合しない	■主索(鎖)が(平25国告第1047号に)適合するよう に改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(5)	■主索又は鎖 及び 調速機 ロープの取付け部 (昇降路の横架材並びにかご及び釣 合おもりにおける止め金具の取付け の状況(調速機ロープの取付け部))	a 主索及びその端部が(平25国告 第1047号に)適合しない	■主索及びその端部が(平25国告第1047号に)適合 するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
*2(5)	■主索又は鎖 及び 調速機 ロープの取付け部 (かご及びシンダーにおける止め金 具の取付けの状況)	a 主索及びその端部が(平25国告 第1047号に)適合しない	■主索及びその端部が(平25国告第1047号に)適合 するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(6) *2(6)	■主索又は鎖の緩み 検出装置 (作動状況)	a 主索(鎖)の緩み検出装置なし	■主索(鎖)の緩み検出装置の取付けを要望します。	令第129条10の第2項 (昭和57年12月1日) 平12建告第1423号第2 第七号(巻胴式)、 第5第二号口(間接式油圧) (昭和34年1月1日)
2(8) *2(7)	■はかり装置 (作動状況(過荷重検出装置の作動))	a はかり装置(過荷重検出装置)なし	■はかり装置(過荷重検出装置)の取付けを要望します。	令第129条10の第3項 第四号イ (昭和46年1月1日)
*2(8)	■プランジャー (取付けの状況)	a プランジャーが(平25国告 第1047号に)適合しない	■プランジャーが(平25国告第1047号に)適合するよう に改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
*2(10)	■シリンダー (取付けの状況)	a シリンダーが(平25国告 第1047号に)適合しない	■シリンダーが(平25国告第1047号に)適合するよう に改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(9) *2(13)	■戸開走行保護装置 (取付け及び作動状況)	a 戸開走行保護装置なし	■戸開走行保護装置の取付け	令第129条の10第3項 第一号 (平成21年9月28日)
2(10) *2(14)	■地震時管制運転装置 (取付け及び作動状況) (予備電源の状況) (昇降行程7m以下の乗用、人荷用及 び寝台用は適用除外)	a P波センサーなし b S波センサーなし c 予備電源装置なし d かご内表示装置なし	■地震時管制運転装置(P波センサー、S波センサー、 予備電源装置、表示装置)の取付けを要望します。	令第129条10の第3項 第二号 平20国告第1536号第2 (平成21年9月28日)
3(1) *3(1)	■かごの壁又は囲い、 天井及び床 (かごの構造及び設置の状況) (手すりの取付け)	a 手すりなし (かごの壁等にガラスを 使用する場合)	■かごの手すり取付けを要望します。 (ガラス以外部分に取付け)	平20国告第1455号 第1第五号口 (平成22年9月28日)
3(2) *3(2)	■かごの戸及び敷居 (戸の反転作動の状況、戸及び敷居の 構造及び設置の状況) (乗用及び寝台用エレのかごの戸(引 き戸)、戸相互及び戸と出入口枠との すき間の状況)	a 自動閉鎖する戸の反転作動機能 なし b 乗用、寝台用エレベーターの かごの戸が引き戸でない c かごの戸 相互間 及び 敷居間のすき間が8mmを超える d 出入り口の戸に空隙がある (伸縮戸)	■戸の反転機能を有する装置の取付けを要望します。 ■かごの戸を引き戸に交換することを要望します。 ■かごの戸 相互間 及び 敷居間のすき間が8mm以下 (上げ戸、下げ戸 又は 上下戸である場合は9.5mm以下) に改善を要望します。 ■空隙のない戸の構造に改善を要望します。	平20国告第1455号 第2第七号 (平成21年9月28日) 平20国告第1455号 第2第二号 (平成22年9月28日) 平20国告第1455号 第2第三号、第四号 (平成21年9月28日)
3(6) *3(8)	■かご操作盤及び表示器 (押しボタン等の作動の状況)	a 操作盤が運転席から操作できない (自動車用に限る)	■操作盤が運転席から操作できる場所への改善を 要望します。	平12年建告第1413号 第1第七号イ (平成21年9月28日)

3(11) *3(12)	■かごの照明設備 (照明装置の設置、作動及び照度の状況)	a 照明設備の照度が床面で50ルクス(乗用、寝台用以外は25ルクス)未満である	■床面で50ルクス(乗用、寝台用以外は25ルクス)以上の照度に改善を要望します。	平20国告第1455号 第1第八号 (平成21年9月28日)
3(12) *3(13)	■停電灯装置 (作動及び照度の状況) (床面で1ルクス以上の照度)	a 停電灯装置なし	■停電時に、床面で1ルクス以上の照度を確保できる照明設備(30分以上点灯能力)の取付けを要望します。	令第129条の10の第3項 第四号 (昭和46年1月1日)
3(13) *3(14)	■かご床先 (かごの床先と昇降路壁及び出入口床先とのすき間の状況)	a かご床先と昇降路壁との水平距離(12.5cmを超える) b 出入口床先とかご床先との水平距離(4cmを超える)	■かご床先と昇降路壁とのすき間を12.5cm以下に改善を要望します。 ■出入口床先とかご床先とのすき間を4cm以下に改善を要望します。	令第129条の7第四号 (昭和56年6月1日) 平25国告第1050号 (平成26年4月1日)
4(5)	■頂部綱車 (取付けの状況)	a 頂部綱車が(平25国告第1047号に)適合しない	■頂部綱車が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 第一号、第二号、第三号 (平成26年4月1日)
4(7) *4(10)	■かごの非常救出口 (構造及び設置の状況(救出口のロック装置の取付け、スイッチ取付け、天井救出口と側部救出口の関係)) 救出口のないエレベーター(平12建告1413号第1第一号イ)	a 非常救出口のスイッチなし b 非常救出口のロック装置なし c 天井救出口 及び 側部救出口 両方がある	■かご内の人を安全にかご外に救出するために、スイッチ及びロック装置の取付けを要望します。	令第129条の6 第一号、第四号 (昭和46年1月1日) 平20国告第1455号 第1第二号 (平成21年9月28日)
4(10)	■ガイドレール及びレールブラケット (取付けの状況)	a ガイドレール及びレールブラケットが(平25国告第1047号に)適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットが(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 第一号、第二号、第三号 (平成26年4月1日)
4(11) *4(13)	■施錠装置 (ロック機構(係合7mm以上)、施錠された状態を保持する力が減少しないもの)	a 施錠装置の係合部分の寸法が7mm未満である	■施錠装置の係合寸法の寸法を7mm以上に改善を要望します。	令第129条の7第三号 平20国告第1447号 第二号、第四号、第六号 (平成21年9月28日) 平20国告第1447号 第三号 (平成24年8月1日)
4(12) *4(14)	■昇降路における壁又は囲い (自動閉鎖又は施錠装置の作動状況)	a 戸を自動的に施錠する機能を有する構造となっていない	■戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置への改善を要望します。	平20国告第1454号 第一号二 (平成24年6月7日)
4(13) *4(15)	■乗り場の戸及び敷居 (戸及び敷居の構造及び設置の状況)(乗用及び寝台用エレ昇降路(引き戸))、(戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況)	a 乗用、寝台用エレベーターの昇降路の戸が引き戸でない b 昇降路の戸 相互間 及び 敷居間のすき間が6mmを超える	■昇降路の戸を引き戸に交換することを要望します。 ■昇降路の戸 相互間 及び 敷居間のすき間が6mm以下(上げ戸、下げ戸 又は 上下戸である場合は9.5mm以下)に改善を要望します。	平20国告第1454号 第六号 (平成22年9月28日) 平20国告第1454号 第七号、第八号 (平成21年9月28日)
4(14) *4(16)	■昇降路内の耐震対策 (かご・釣合おもりの脱レール防止等、ロープガード等の状況、ガイドレールとのかかり状況、突出物の状況)	a かご、釣合おもりの脱レール防止装置なし b ガイドレールとのかかり代が不足 c ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない d 調速機ロープ、移動ケーブル、釣合いロープ(鎖)等の突出物に対する保護措置なし	■脱レール防止装置の取付けを要望します。 ■ガイドレールとのかかり代の改善を要望します。 ■ロープガードの取付け 又は 設置寸法が基準を満たすことを要望します。 ■保護金網、保護線、プロテクター、テープガイド 取付け等の改善を要望します。	令第129条の4第3項 第三号、第四号 令第129条の7第五号 (昭和56年6月1日) 平20国告1494号 平20国告1495号 平20国告1498号 (平成21年9月28日)
4(16)	■釣合おもりの各部 (釣合おもり枠の状況、釣合おもり片の脱落防止処置の状況)	a 釣合おもり枠が(平25国告第1048号に)適合しない	■釣合おもり枠が(平25国告第1048号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1048号 (平成26年4月1日)
5(3) *5(3)	■乗場の戸の遮煙構造 (停電時の戸閉機能、戸閉時間)	a 乗場戸遮煙構造なし	■建築物側 又は 乗場戸を遮煙構造へ改善を要望します。	昭48建告示第2563号 第一号 (平成14年6月1日)
6(12) *6(11)	■ピット内の耐震対策 (かご下綱車、釣合ロープ、調速機ロープの外れ止め等、ロープガード等の状況、ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況)	a ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない b ガイドレールとのかかり代が不足 c 突出物への保護措置なし	■ロープガードの取付け 又は 設置寸法が基準を満たすことを要望します。 ■ガイドレールとのかかり代の改善を要望します。 ■突出物への保護装置取付けの改善を要望します。	令第129条の7第五号 (昭和56年6月1日) 平20国告1494号 平20国告1495号 平20国告1498号 令第129条の4第3項 第三号、第四号 (平成21年9月28日)

(一財)埼玉県建築安全協会(平成30年6月21日現在)

検査結果表No欄に示す番号は、段差解消機、(*印は~~いす~~式階段昇降機)の番号を示しています。

検査結果表No	検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 (既存不適格事項)	改善策の具体的内容等 (改善する場合の対応)	根拠法令 (施行年月日)
1(4) *1(10)	■駆動方式(油圧式以外) (主索の径の状況、昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付け状況)	a 主索(鎖)が(平25国告第1047号に)適合しない b 横架材、止め金具が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索(鎖)が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。 ■横架材、止め金具が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
	■駆動方式(油圧式以外) (巻胴式における主索の緩み検出装置の作動状況、鎖の緩み検出装置の状況)	c 巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置なし d 鎖の緩み検出装置なし(*1(10)のみ対象)	■巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置の取付けを要望します。 ■鎖の緩み検出装置の取付けを要望します。	令第129条の10第2項 (昭和57年12月1日) 平12建告第1423号 第2第七号(巻胴式) 平12建告第1423号 第七第二号 (昭和34年1月1日)
*1(9)	■駆動装置 (鎖の摩擦状況)	a 鎖が(平25国告第1047号に)適合しない	■鎖が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
*2(2)	■いす操作盤のボタン等及び操作レバー (作動の状況)	a 操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復しない	■操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置に改善を要望します。	平12建告第1413号第十号イ 平12建告第1423号第七第一号 (平成21年9月28日)
2(11)	■高圧ゴムホース (油漏れ及び損傷状況(高圧ゴムホース))	a 高圧ゴムホースが(平25国告第1047号に)適合しない	■高圧ゴムホースが(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(12)	■圧力配管 (取付けの状況)	a 圧力配管が(平25国告第1047号に)適合しない	■圧力配管が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(14)	■プランジャー (取付けの状況)	a プランジャーが(平25国告第1047号に)適合しない	■プランジャーが(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(16)	■シリンダー (取付けの状況)	a シリンダーが(平25国告第1047号に)適合しない	■シリンダーが(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(17)	■主索又は鎖 (主索の径の状況(油圧式))	a 主索が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(20)	■主索又は鎖の取付け部 (昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況(油圧式))	a 横架材、止め金具が(平25国告第1047号に)適合しない	■横架材、止め金具が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(21)	■主索又は鎖の緩み検出装置 (間接式エレにおける主索(鎖)の緩み検出装置の作動の状況)	a 主索(鎖)の緩み検出装置なし	■主索(鎖)の緩み検出装置の取付けを要望します。	令第129条の10第2項 (昭和57年12月1日) 平12建第1423号 第六第四号 (昭和34年1月1日)
*3(3)	■ガイドレール及びレールブラケット (取付けの状況)	a ガイドレール及びレールブラケットが(平25国告第1047号に)適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットが(25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 第一号、第二号、第三号 (平成26年4月1日)
3(7) *1(16) *3(7)	■耐震対策(駆動装置の耐震対策) (ロープガード等の状況、転倒及び移動を防止するための処置の状況)	a ロープガード等なし又は寸法が基準を満たしていない b 駆動装置の転倒及び移動防止なし c 制御器の移動防止なし f マシンビームが(平25国告第1047号に)適合しない	■ロープガード等なし又は寸法が基準を満たすことを要望します。 ■駆動装置の転倒及び移動防止の改善を要望します。 ■マシンビームが(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	令第129条の4第3項第四号 令第129条の8第1項 (昭和56年6月1日) 平21国告第703号 平20国告第1498号 平25国告第1047号 (平成21年9月28日)
		d ガイドレールとのかかりが不足 e 突出物への保護装置なし	■ガイドレールとのかかり代の改善を要望します。 ■突出物への保護装置取付けの改善を要望します。	令第129条の4第3項第三号 令第129条の7第五号 (昭和56年6月1日) 平20国告第1494号、第1495号 (平成21年9月28日)
4(1)	■かごの壁又は囲い、天井及び床 (かごの構造及び設置の状況)	a 高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いが無い(1人乗り) b 高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いが無い(1人乗り以外)	■高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設けることを要望します。 ■高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いを設けることを要望します。	平12建告第1413号第九号イ(1) (平成21年9月28日)
4(2)	■かごの戸又は可動式の手すり (かごの戸又は可動式の手すりの設置状況)	a 出入口に、戸又は可動式の手すりがない	■出入口に、戸又は可動式の手すりの設置を要望します。	平12建告第1413号第九号イ(2) (平成21年9月28日)
4(3)	■かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ (スイッチの設置及び作動の状況)	a 出入口に、かごの戸又は可動式の手すりのスイッチがない	■出入口に、かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ設置を要望します。	平12建告第1413号第九号ハ (平成30年4月1日)
4(8)	■用途、積載量及び最大定員の標識 (設置及び表示の状況)	a 用途、積載量及び最大定員を明示した標識がない	■用途、積載量及び最大定員を明示した標識の取付けを要望します。	平12建告第1413号第九号イ(3) (平成30年4月1日)
4(9)	■車止め (取付けの状況)	a 車止めの機能が適切でない	■車止めの機能が適切になるように改善を要望します。	平12建告第1413号第九号イ(1) (平成30年4月1日)
4(10)	■かごの床先と出入口の床先との水平距離 (かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況(出入口床先とかご床先4cm以下))	a 出入口の床先とかごの床先との距離(4cmを超える)	■出入口の床先とかごの床先との距離を4cm以下に改善を要望します。	平12建告第1413号第九号ロ (平成21年9月28日)
4(12) *1(13)	■かごのガイドシュー等 (取付けの状況)	a ガイドシュー等が(平25国告第1047号に)適合しない	■ガイドシュー等が(平25国告第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 第一号 (平成26年4月1日)

5(2)	■乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ (スイッチの作動の状況)	a 出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチがない	■出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ設置を要望します。	平12建告第1413号第1第九号ハ (平成30年4月1日)
5(5)	■乗り場の戸又は可動式の手すり (乗り場の戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況)	a 出入口に、戸又は可動式の手すりがない	■出入口に、戸又は可動式の手すりの設置を要望します。	平12建告第1413号 第1第九号ロ(1) (平成21年9月28日)
5(8)	■昇降路側壁等の囲い (昇降路側壁等の囲いの構造及び設置の状況)	a 壁囲いの構造等及び挟まれ防止処置なし又は挟まれ時の停止装置なし	■壁囲い(1.8m以上)の設置及び挟まれ防止処置又は挟まれ時に昇降を停止する装置の設置を要望します。	平12建告第1413号 第1第九号ロ(1) (平成21年9月28日)
5(9)	■ガイドレール及びレールブラケット (取付けの状況)	a ガイドレール及びレールブラケットが (平25国告第1047号に)適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットが (平25国第1047号に)適合するように改善を要望します。	平25国告第1047号 第一号、第二号、第三号 (平成26年4月1日)

・小荷物専用昇降機 **既存不適格事項一覧表**

検査結果表No欄に示す番号は、小荷物専用昇降機の番号を示しています。

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 (既存不適格事項)	改善策の具体的内容等 (改善する場合の対応)	根拠法令 (施行年月日)
4(1)	■昇降路における壁又は囲い (開口部の高さ又は施錠装置の作動状況)	a 戸を自動的に施錠する機能を有する構造となっていない	■戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置への改善を要望します。	平20国告第1446号 第一号二 (平成24年6月7日)
4(2)	■出し入れ口の戸及び 出し入れ口枠 (戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況)	a 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠の すき間が6mmを超える	■昇降路の出し入れ口戸と出し入れ口枠の すき間が6mm以下(上げ戸2mm以下、 上下戸2mm以下、二枚戸が重なり合う戸の すき間6mm以下)に改善を要望します。	平20国告第1446号 第七号 (平成21年9月28日)
4(6)	■ドアロック (作動の状況)	a ドアロック装置なし (フロアタイプのみ)	■ドアロック装置の取付けを要望します。	令第129条の13第四号 (平成12年6月1日)

・エスカレーター **既存不適格事項一覧表**

検査結果表No欄に示す番号は、エスカレーターの番号を示しています。

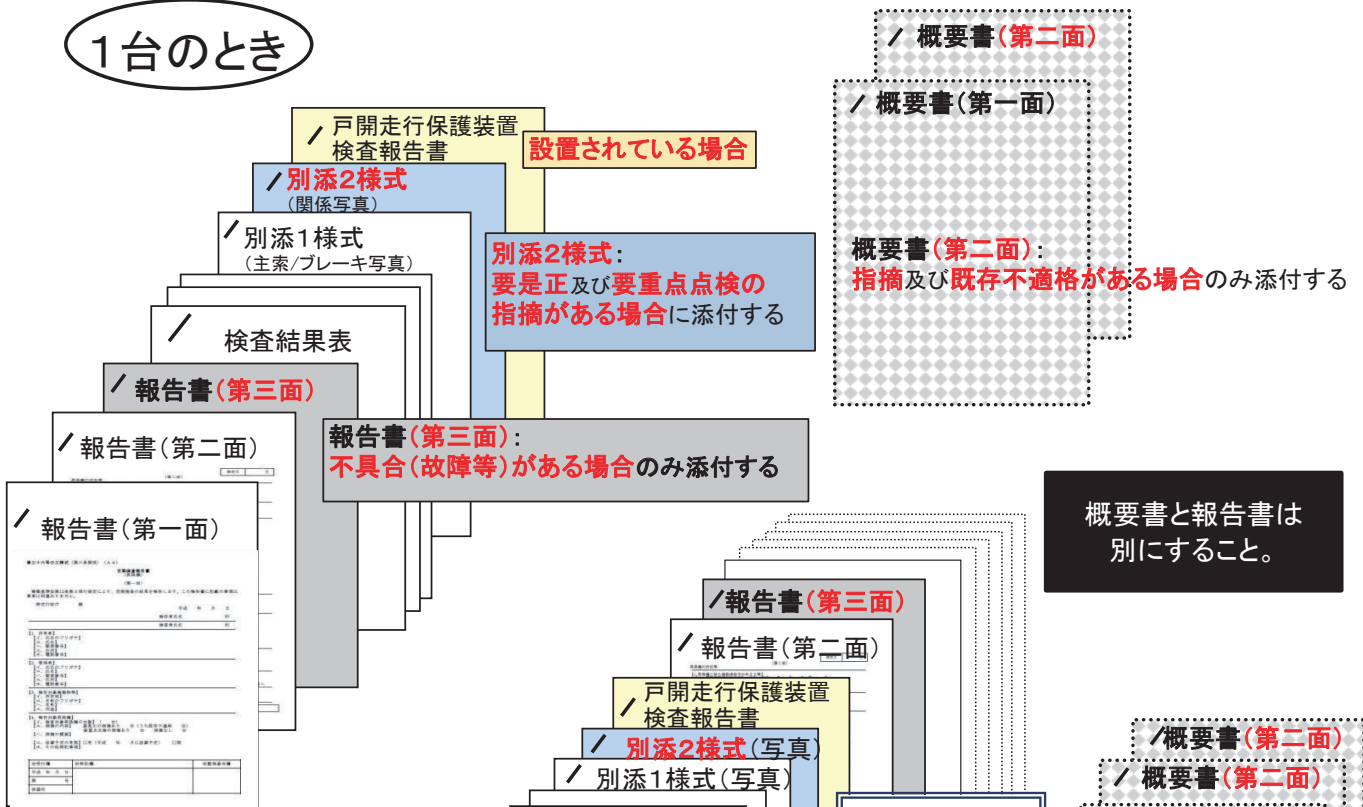
検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 (既存不適格事項)	改善策の具体的内容等 (改善する場合の対応)	根拠法令 (施行年月日)
3(6)	■踏段鎖、ベルト又は踏段 相互のすき間 (踏段相互のすき間)	a 踏段相互のすき間(5mmを超える)	■踏段相互のすき間の調整(5mm以下)に改善を 要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1 第一号、第二号 (平成12年6月1日)
3(7)	■スカートガード (踏段とスカートガードのすき間)	a 踏段とスカートガードのすき間 (5mmを超える)	■踏段とスカートガードのすき間の調整(5mm以下)に 改善を要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1 第一号、第二号 (平成12年6月1日)
4(1)	■インレットスイッチ (手すり入り込みロスイッチの取付け)	a インレットスイッチなし	■インレットスイッチの取付けを要望します。	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ホ (昭和56年6月1日)
4(3)	■スカートガードスイッチ (踏段側面とスカートガードとの間に 強く挟まった場合に運転を停止)	a スカートガードスイッチなし	■スカートガードスイッチの取付けを要望します。	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号二 (昭和56年6月1日)
5(1)	■交差部固定保護板 (三角形保護板の取付け及び固定)	a 交差部固定保護板なし	■交差部固定保護板の取付けを要望します。	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号 第1第三号 (平成12年6月1日)

(一財)埼玉県建築安全協会(平成30年6月21日現在)

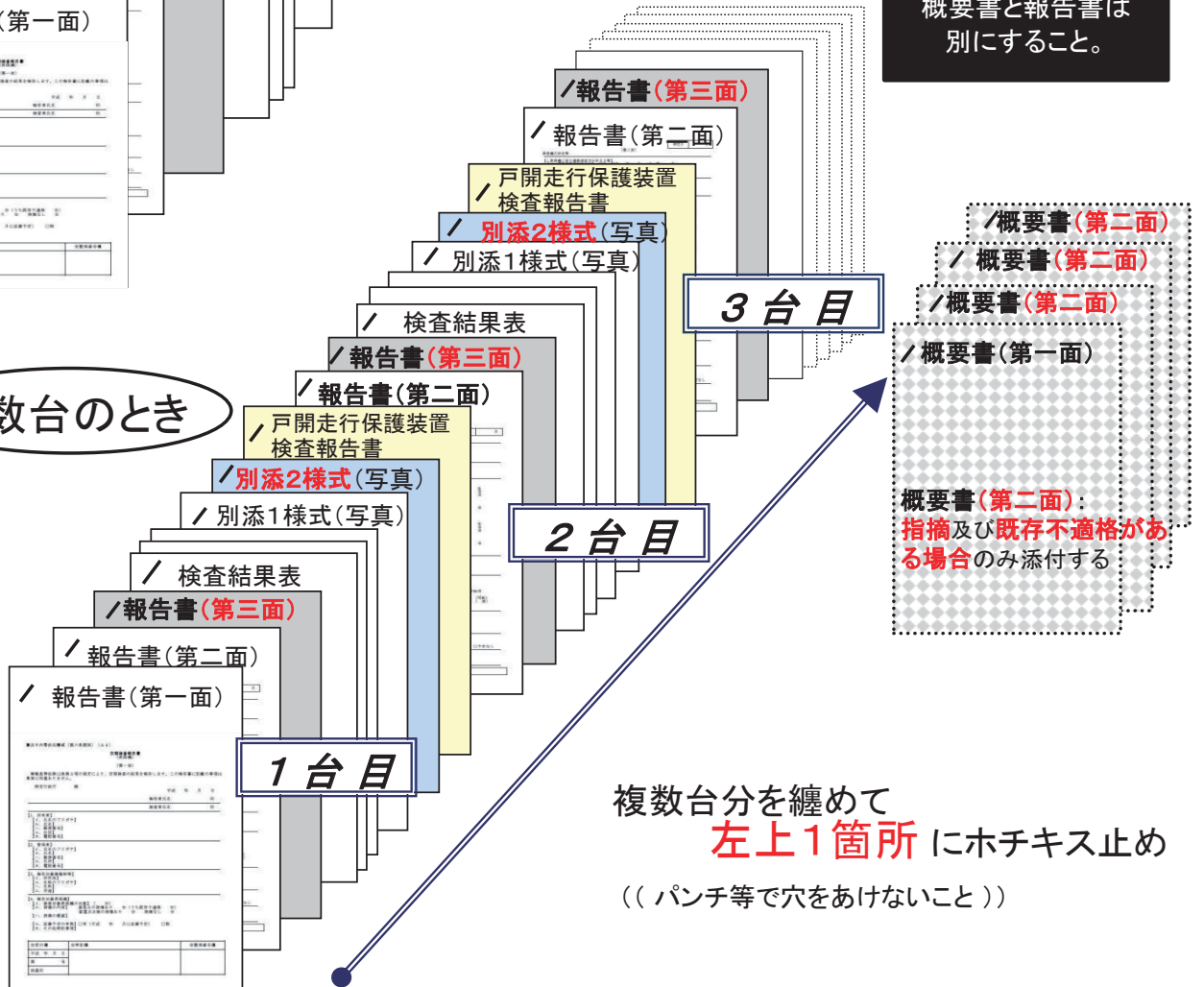
報告書の綴り方

- ◆ 提出部数は【正本】【副本】の2部と概要書の提出になります。
- ◆ 綴り方は次の図の順序となります。

1台のとき



複数台のとき



■ 遊戯施設については、検査結果表の次に探傷試験の結果がわかる資料を添付する。
 (検査において異常が認められた場合、業務基準書平成24年対応版P.406、407参照)

埼玉県内昇降機の特定行政庁定期報告担当課

(令和4年4月1日現在)

行政庁番号	行政庁名 (担当課)	所在地及び電話番号	所管する定期報告事務
01	埼玉県 (建築安全課) あて先: 埼玉県知事	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5511 (直)	下記特定行政庁以外の市町村内にある昇降機等の全て
03	さいたま市 (建築行政課) あて先: さいたま市長	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 048-829-1534 (直)	さいたま市内にある昇降機等の全て
02	川口市 (建築安全課) あて先: 川口市長	〒334-0011 川口市三ッ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎内 048-258-1110 (代)	川口市内にある昇降機等の全て
05	川越市 (建築指導課) あて先: 川越市長	〒350-8601 川越市元町1-3-1 049-224-5974 (直)	川越市内にある昇降機等の全て
06	所沢市 (建築指導課) あて先: 所沢市長	〒359-8501 所沢市並木1-1-1 04-2998-9180 (直)	所沢市内にある昇降機等の全て
07	越谷市 (建築住宅課) あて先: 越谷市長	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 048-963-9235 (直)	越谷市内にある昇降機等の全て
08	上尾市 (建築安全課) あて先: 上尾市長	〒362-8501 上尾市本町3-1-1 048-775-8490 (直)	上尾市内にある昇降機等の全て
09	草加市 (建築安全課) あて先: 草加市長	〒340-8550 草加市高砂1-1-1 048-922-0151 (代)	草加市内にある昇降機等の全て
10	春日部市 (建築課) あて先: 春日部市長	〒344-8577 春日部市中央6-2 048-736-1111 (代)	春日部市内にある昇降機等の全て
11	狭山市 (建築審査課) あて先: 狭山市長	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5 04-2953-1111 (代)	狭山市内にある昇降機等の全て
12	新座市 (建築審査課) あて先: 新座市長	〒352-8623 新座市野火止1-1-1 048-477-4309 (直)	新座市内にある昇降機等の全て
13	熊谷市 (建築審査課) あて先: 熊谷市長	〒360-0195 熊谷市中曾根654-1 大里庁舎内 0493-39-4809 (直)	熊谷市内にある昇降機等の全て
14	久喜市 (建築審査課) あて先: 久喜市長	〒346-0024 久喜市北青柳1404-7 第二庁舎内 0480-22-1111 (代)	久喜市内にある昇降機等の全て

※ 台帳番号の構成

L / S / W / Y - 01 - 24 - * * * *

行政庁番号

L:エレベーター
S:エスカレーター
W:小荷物専用昇降機
Y:遊戯施設

市町村番号

市町村内の連番(4桁)

(その他)

主索・調速機口ープ及び鎖の判定基準（簡易表）

(1) 主索

記号	摩損状況等		要重点点検		要是正	
	主索の直径	直径摩耗(最も摩耗が進んだ部分の径)	6より	8より	6より	8より
1	平均的に分布	1よりピッチ内の素線切れ総数	18本超え(19本以上)	24本超え(25本以上)	24本超え(25本以上)	32本超え(33本以上)
2	特定の部分	1構成1ピッチ内の素線切れ総数	3本超え(4本以上)	12本超え(13本以上)	4本超え(5本以上)	16本超え(17本以上)
3	断面積70%以下	1構成1ピッチ内の素線切れ数	7本超え(8本以上)		9本超え(10本以上)	2本超え(3本以上)
4	谷部	1ピッチ内の素線切れ数	○(素線切れが1・2本ある場合)		素線切れがある	素線切れがある
1	錆及び錆びた摩耗粉	素線切れ	錆及び錆びた摩耗粉が多量で素線の状況が確認できない			
2			表面に点状の腐食が多数ある			
3			錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分と比較して94%未満である			
4			錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の1構成1ピッチ内素線切れが2本超え(3本以上)			

素線破断・錆判定基準		判定結果記号	
記号	判定基準	記号	判定結果
-	直径が摩耗している場合	イ	要是正判定の場合
1	素線切れが平均的に分布する場合	ロ	要重点点検判定の場合
2	素線切れが特定の部分に集中している場合	ハ	指摘なしの場合
3	素線切れが生じた部分の断面積の摩耗がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合		
4	谷部で素線切れが生じている場合		
1	錆及び錆粉が多量に付着している場合		
2	点状の腐食が多数生じている場合		
3	錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合		
4	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合		

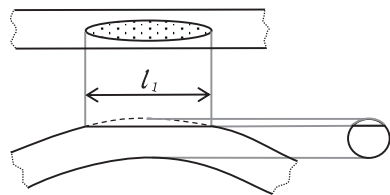
注1) 素線: 上記判定記号以外に、主索に直径摩耗、損傷、変形(浮き、沈み、もどり)等がある場合は「要是正」となるため、上記の判定記号1～4以外の、『摩耗-イ』、『損傷-イ』、『変形-イ』等と判定基準欄に記入すること。

(2) 鎖

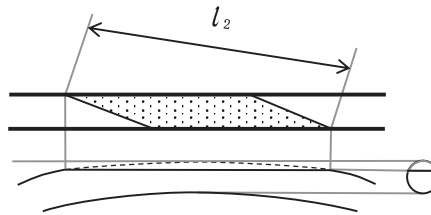
判定		要重点点検		要是正	
全長	目視確認			損傷、変形、捻じれ、腐食等	
摩耗	摩耗量(伸び率)確認			1.5%以上	

《伸び率計算式=(実測長さ-基準長さ)÷基準長さ》

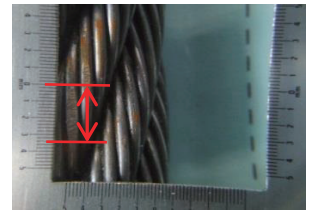
主索構成及び素線摩耗足70%限界値一覽 他



ワイヤーロープ



异形線ロープ

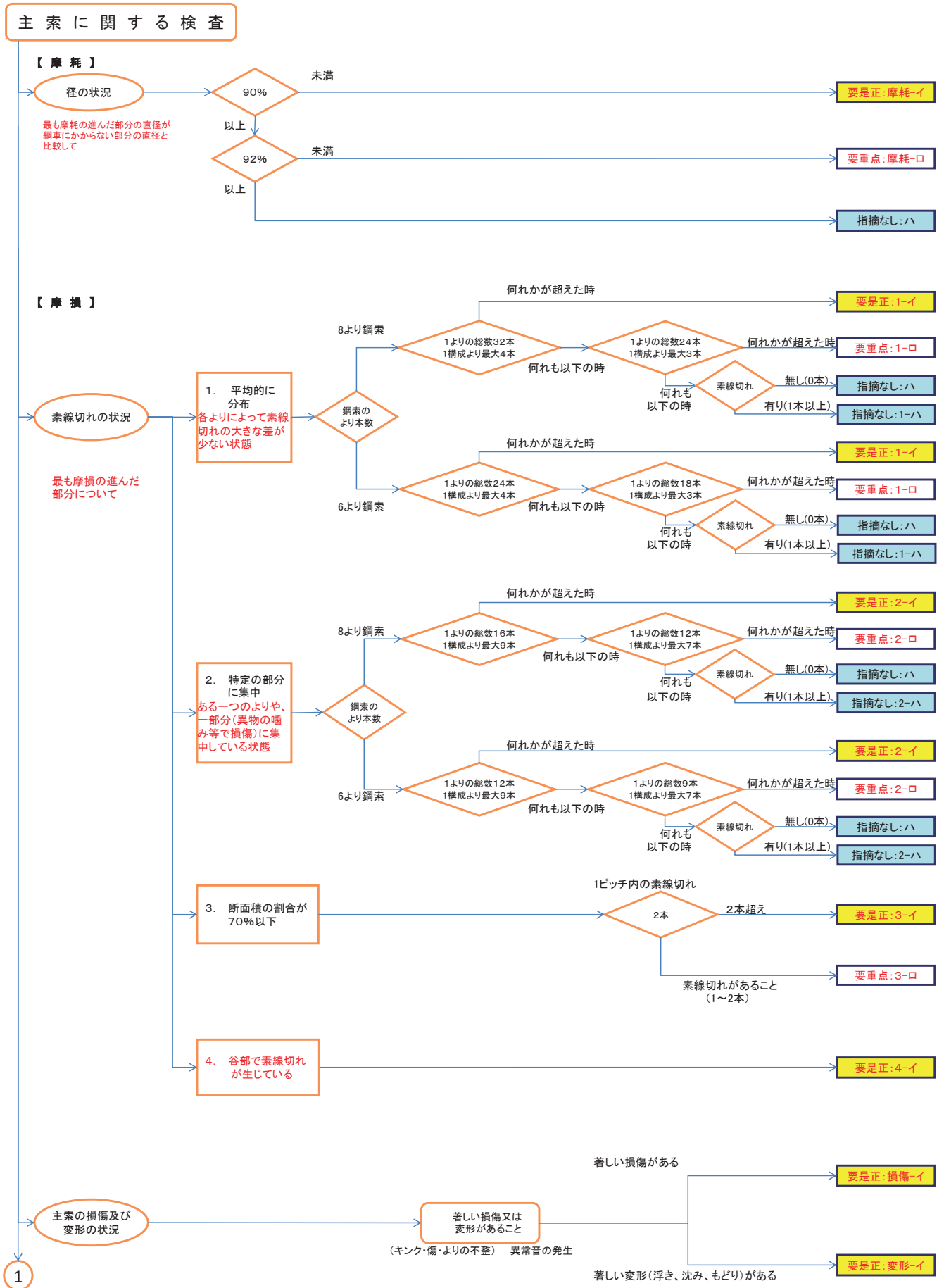


素線摩耗足実測例

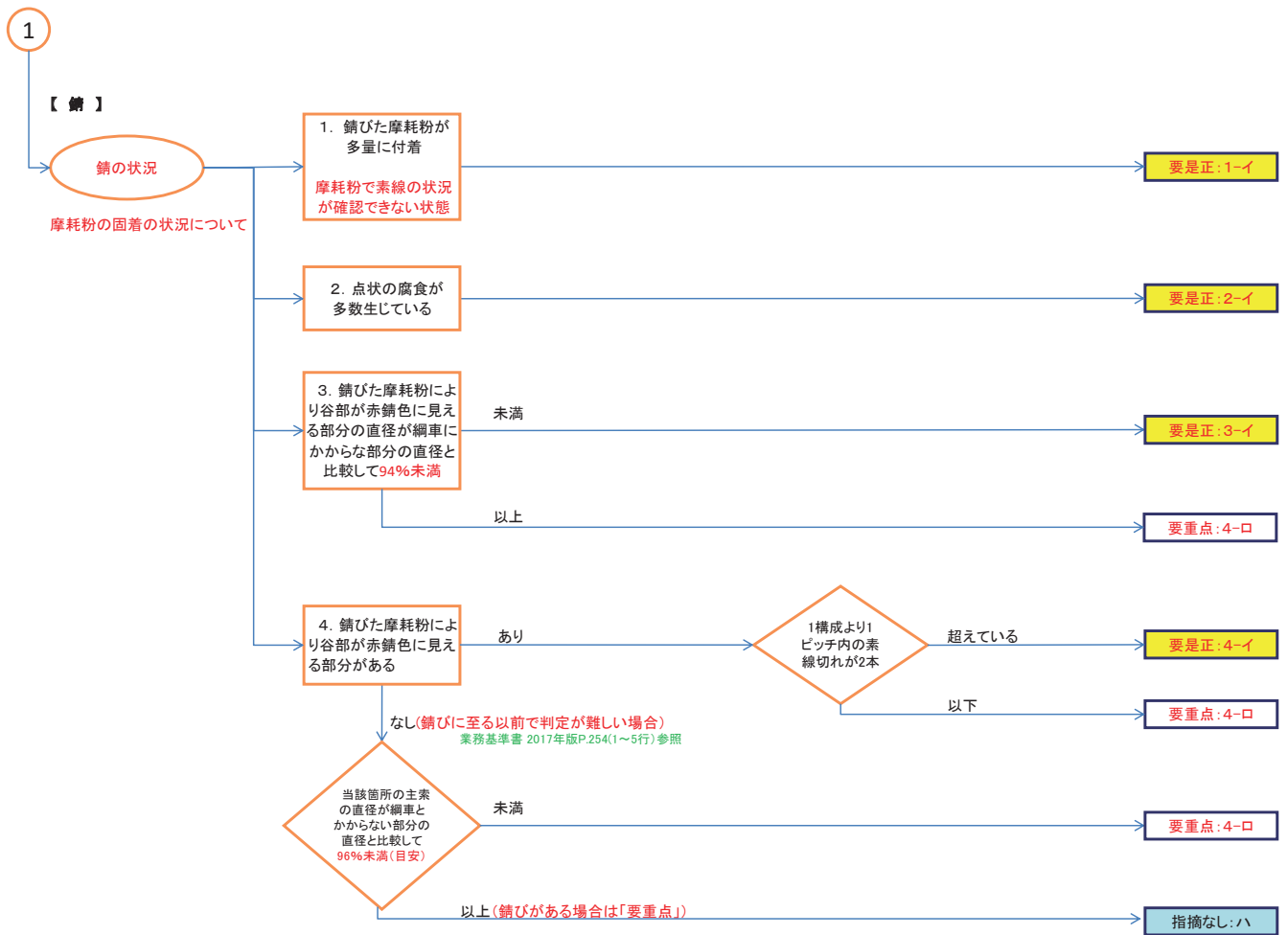
(平成29年1月27日現在)

主索直径 (単位: mm)	主索の構成記号及び素線摩耗足長さ(L)						
	ワイヤーロープ					异形線ロープ	
	6×S(19)	6×Fi(25)	8×S(19)	6×W(19)	8×Fi(25)	8×P・S(19)	8×P・Fi(25)
5	2.0	—	—	—	—	—	—
6	—	—	3.3	—	—	—	—
6.3	—	—	—	2.5	—	—	—
8	—	3.0	2.8	3.2	2.6	—	—
10	—	—	3.6	4.0	3.3	4.3	3.7
12	—	—	4.2	4.8	4.0	5.2	4.5
14	—	—	4.9	5.6	4.4	6.1	5.2
16	—	—	5.6	6.3	5.4	6.9	6.0
18	—	—	6.3	7.2	6.2	7.8	6.7
20	—	—	7.1	8.1	6.5	—	—
主索形状							
素線数構成	6×(1+9+9)	6×[1+6+(6)+12]	8×(1+9+9)	6×[1+6+(6)+6]	8×[1+6+(6)+12]	8×(1+9+9)	8×[1+6+(6)+12]
主索のよりかた	普通Zより	普通Sより	ラングZより	ラングSより	主索直径の許容値(JIS基準) (1)公称径10mm未満 = +10% -0% (2)公称径10mm以上 = +7% -0%		
主索より構成概要							

主索・調速機ロープの径・素線切れ・錆 判定フローチャート



主索・调速機ロープの径・素線切れ・錆 判定フローチャート



別添

安全確保のための改善措置が必要である構造のブレーキ (要改善ブレーキ) 判定フロー

戸開走行保護装置(UCMP)付のエレベーターは、対象外とする。
ギヤの逆効率の関係で、ブレーキが開いてもかごが動かないものは、対象外とする。

